



第3次

福岡市中小企業振興プラン

(令和7年度～令和10年度)

～福岡市中小企業振興条例に基づく基本計画～

令和7年6月

福岡市

- 目次 -

第1章 福岡市中小企業振興プランについて

1	プラン策定の趣旨	1
2	中小企業・小規模事業者振興の基本姿勢	1
3	プランの位置づけ	1
4	プラン期間と見直し時期	2
5	福岡市中小企業・小規模事業者推進本部による進捗管理	2
6	状況の公表	3
7	PDCA サイクルの運用による取組みの推進	3
8	関係機関の役割と連携	3

第2章 第2次プランの振り返り

1	第2次プラン改定時の背景（令和2～3年度）	5
2	第2次プランの強化項目	5
3	第2次プランの取組み実績	6
	(1) 第2次プランの成果指標	6
	(2) 取組みを強化する3つの柱	6
4	第2次プラン総括	6
	(1) 第2次プランの成果指標	6
	(2) 取組みを強化する3つの柱	6

第3章 プラン改定の背景

1	社会経済情勢の変化	7
	(1) マクロ経済の動向	7
	(2) 人口・世帯数	8
	(3) 人生100年時代の到来	8
	(4) 福岡市のSDGsの取組み	9
	(5) 脱炭素に向けた動き	9
2	本市経済・産業の状況	10
	(1) 市内総生産額	10
	(2) 本市の企業活動の状況	11
	(3) 本市の雇用・労働の状況	15
	(4) 本市企業の状況	16

第4章 第3次プランの概要

1	直面する課題	17
(1)	人手不足・コスト上昇への対応	17
(2)	生産性の向上	18
(3)	事業承継	19
(4)	価格転嫁	19
2	国の施策の方向性	20
3	めざす姿	20
4	計画期間	20
5	重点的に取り組む支援の3つの柱	21
6	プランの目標値	22

第5章 第3次プランの取組み体系と支援の方向性

1	取組み体系	24
2	支援の方向性	25
(1)	人手不足の対策と生産性の向上	25
(2)	経営基盤の強化と持続的発展	31
(3)	新しい価値・ビジネスの創出	37

(用語の定義)

用語	本プラン上の定義
中小企業	中小企業基本法第2条第1項の「中小企業者 ^{※1} 」
小規模事業者	中小企業基本法第2条第1項の「小規模企業者 ^{※1} 」及び小規模企業振興基本法2条第2項の「小企業者 ^{※1} 」
地場企業	市内に本店がある企業
地場中小企業	市内に本店がある中小企業

※1 関係法上の定義

区分	中堅企業		中小企業者 ^{※2}		小規模企業者	小企業者
	資本金	従業員	資本金	従業員	従業員	従業員
製造業・建設業・ 運輸業 等	超 3億円	300人超～ 2,000人以下	以下 3億円	以下 300人	以下 20人	以下
卸売業	1億円	100人超～ 2,000人以下	1億円	100人	5人	5人
サービス業	5,000万円	100人超～ 2,000人以下	5,000万円	100人		
小売業	5,000万円	50人超～ 2,000人以下	5,000万円	50人		

※2 中小企業者とは、資本金か従業員のうちどちらか一方の条件を満たしている企業である。

第1章 福岡市中小企業振興プランについて

1 プラン策定の趣旨

本プランは、平成29年7月1日から施行された福岡市中小企業振興条例（以下、「条例」という。）第3条に示された基本理念に基づき、関係団体、市民、市などが一体となって中小企業の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的として策定している。

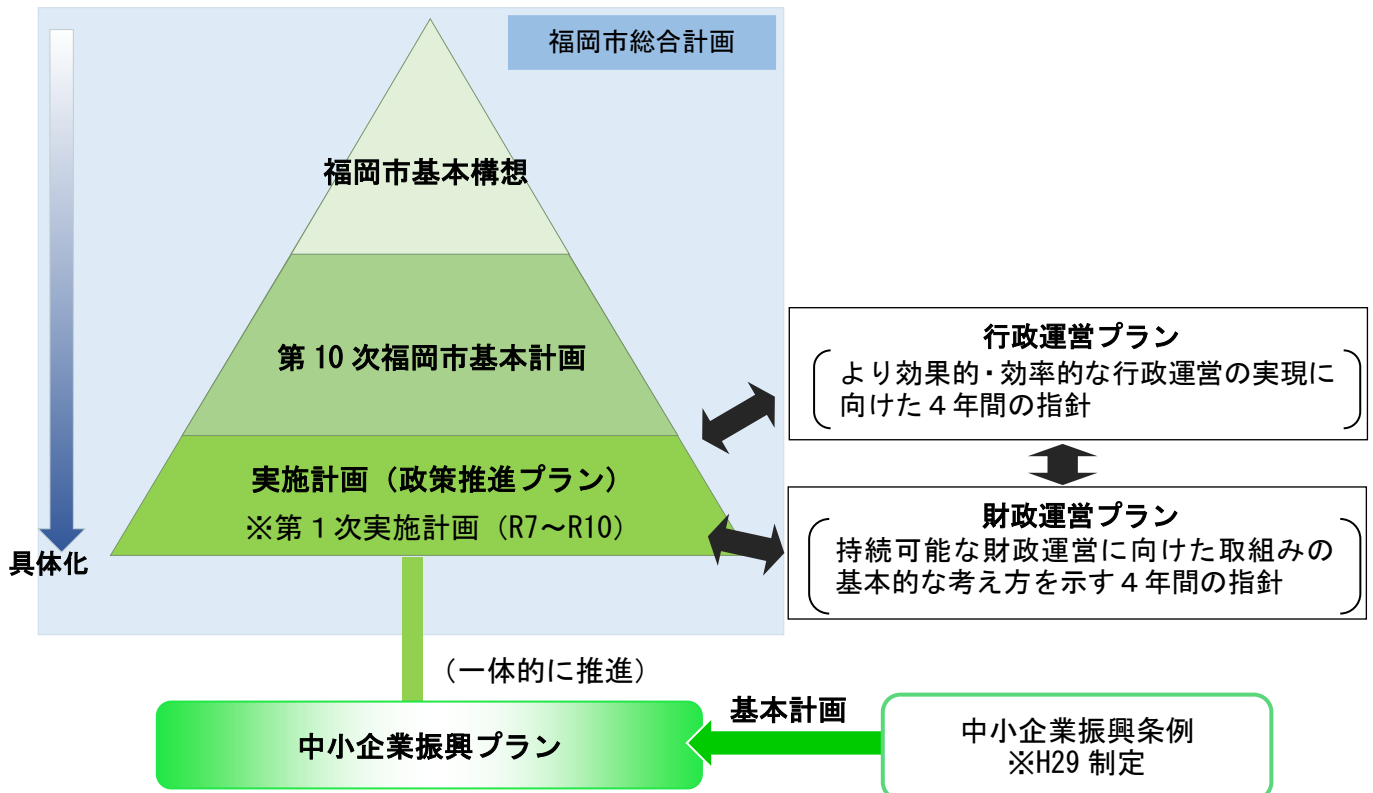
2 中小企業・小規模事業者振興の基本姿勢

市内事業所の約99%を占める中小企業（小規模事業者は約64%）は、本市経済の主要な担い手であり、同時に、市民のくらしや雇用を支える重要な役割を果たしており、その振興は、本市経済の振興そのものだという認識のもと、条例第3条の基本理念に則り、中小企業・小規模事業者振興の3つの基本姿勢を以下のように定める。

- ① 本市の特徴、強みを生かした中小企業の振興及び経営支援に努めていく。
- ② 国、県、商工会議所等の経済団体、大学と連携しながら、企業の前向きな取組みを支援する。
- ③ 地域の様々な主体が、中小企業の健全な発展を支援することにより、新たな成功事例につなげる好循環を創出する。

3 プランの位置づけ

本プランは、条例第16条に基づき策定する基本計画を指すもので、中小企業の振興施策の方向性等を定める。



4 プラン期間と見直し時期

本プランは、「福岡市総合計画」の実施計画と見直しの時期を合わせ、社会経済情勢の変化や取組みの進捗状況も踏まえ適切に見直しを図る。

		R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16
福岡市中小企業 振興プラン	計画 期間	第3次プラン期間（4年間）				第4次プラン期間（4年間）					
	基本 構想	福岡市が長期的にめざす都市像を示す									
(参考) 福岡市総合計画	基本 計画	令和16（2034）年度までの10年間を計画期間									
	実施 計画	令和10（2028）年度までの 4年間を計画期間				令和14（2032）年度までの 4年間を計画期間					
						見直し予定				見直し予定	

5 福岡市中小企業・小規模事業者推進本部による進捗管理

プランの推進にあたっては、庁内組織として「福岡市中小企業・小規模事業者振興推進本部会議」を開催し、毎年度の進捗状況を検証し、その結果を福岡市中小企業振興審議会（条例第18条）に報告するとともに、次年度の取組みに反映させる。中小企業に係る特定事項の検討及び調整を行う場合は、必要に応じて部会・連絡会を適宜、設置し、緊密な連携に努める。

《福岡市中小企業・小規模事業者振興推進本部》

本部長
(副市長)

副本部長
(経済観光文化局長)

【所掌事務】

- 経済情勢などに関する情報収集
- プランの策定、進捗管理
- 関係部局、関係団体間の連絡調整
- その他、中小企業・小規模事業者の振興に関すること

《本部員》

- ・会計管理者
- ・市長室長
- ・総務企画局長
- ・財政局長
- ・市民局長
- ・こども未来局長
- ・福祉局長
- ・保健医療局長
- ・環境局長
- ・農林水産局長
- ・住宅都市みどり局長
- ・道路下水道局長
- ・港湾空港局長
- ・7区長
- ・消防局長
- ・水道事業管理者
- ・交通事業管理者
- ・教育長

《幹事会》

- ・幹事長 経済観光文化局総務・中小企業部長
- ・副幹事長 推進本部に關係する部長
- ・幹事 推進本部に關係する課長等

※推進本部が所掌する事務の円滑な運営を図る。

《事務局》

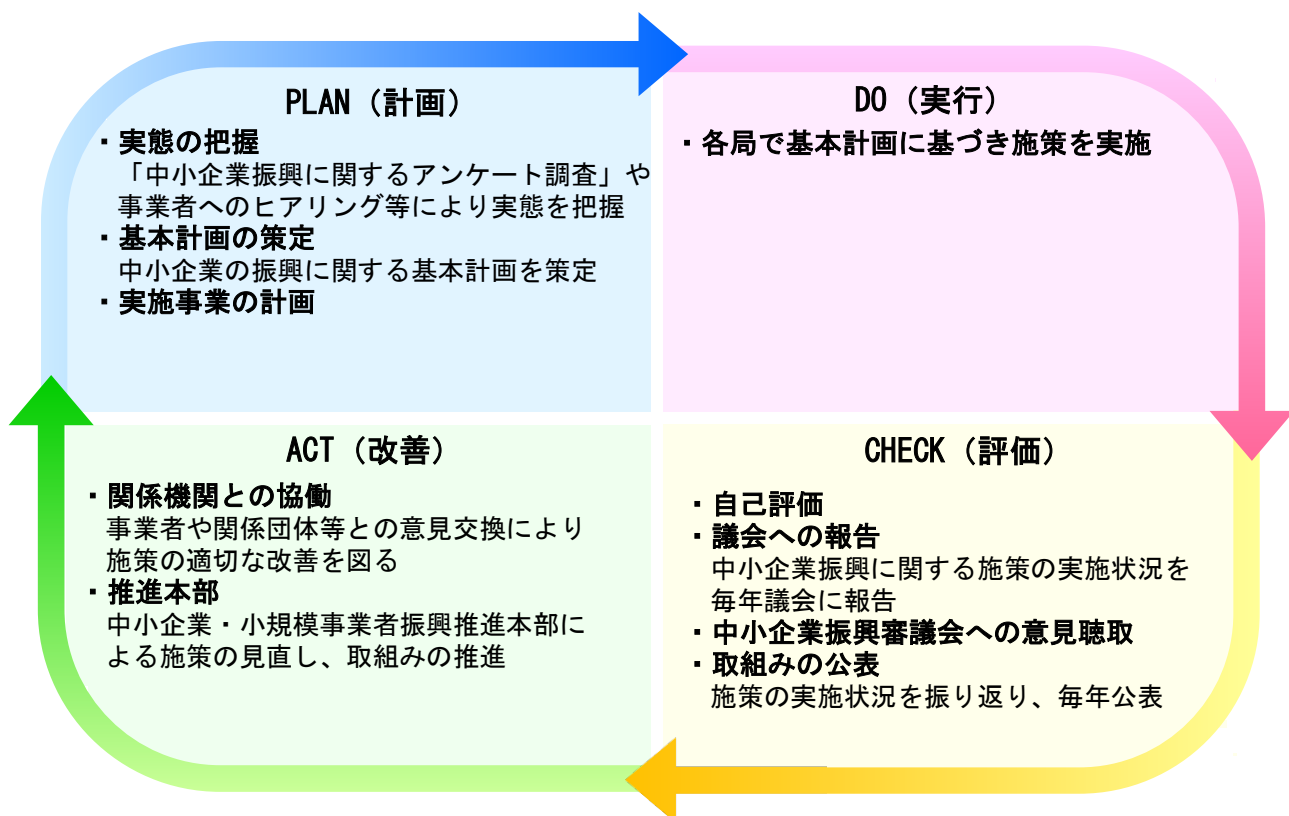
経済観光文化局 総務・中小企業部 政策調整課

6 状況の公表

本プランは、条例第 17 条において、中小企業の振興に関する施策の実施状況を公表する旨が定められている。本プランに掲載した支援の方向性毎に、毎年の実施状況を公表していく。

7 PDCA サイクルの運用による取組みの推進

中小企業や関係団体等との意見交換の機会を活用し、地域における連携を進めるとともに「中小企業振興に関するアンケート調査」などで、全体傾向の把握にも努め、こうした取組みを通じて得た知見・提案を庁内で共有しながら、施策への適切な反映を図る。また、実施する施策と成果については、議会への報告や市民への公表などの確かな情報発信を行うとともに、福岡市中小企業振興審議会において関係団体や外部有識者との意見交換などを通して改善に資する提案をいただくなど、PDCA サイクルの適切な運用により施策の改善を常に図りながら取組みを推進する。



8 関係機関の役割と連携

中小企業の振興は、中小企業の自主的な努力を尊重しながら、地域全体での取組みが必要であることから、各関係者・団体それぞれが役割を果たすとともに、国、県等とも連携・協力を図りながら取組みを進める。

福岡市中小企業振興条例（抜粋）

第3条（基本理念）

中小企業の振興は、中小企業者が経営基盤の強化、生産性の向上をはじめとする経営の改善及び経営の革新（法第2条第2項の経営の革新をいう。以下同じ。）に自主的に努めるとともに、市、国、関係地方公共団体、中小企業支援団体等、金融機関等、大企業者、教育機関、大学等研究機関及び市民の協力を得ることを基本として、推進されなければならない。

第16条（基本計画の策定）

市長は、中小企業の振興に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な計画（以下「基本計画」という。）を策定しなければならない。

- 2 市長は、基本計画を策定しようとするときは、第18条第1項の福岡市中小企業振興審議会の意見を聴かななければならない。
- 3 市長は、基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表しなければならない。
- 4 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。

第17条（実施状況の公表）

市長は、毎年度、中小企業の振興に関する施策の実施状況を公表しなければならない。

第18条（中小企業振興審議会）

この条例の適正な運用を図り、本市の中小企業の振興に関し広く意見を反映させるため、市長の附属機関として福岡市中小企業振興審議会（以下「審議会」という。）を置く。

- 2 審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第2章 第2次プランの振り返り

新型コロナウイルス感染症（以下、「コロナ」という。）の影響など社会経済環境の著しい変化や、中小企業の生産性の向上といった構造的課題に対応する国の動向、売上げの減少などの課題を踏まえ、令和4年度から令和6年度の3年間を計画期間として、令和4年4月に本プランを改定（第2次プラン）し、条例の基本計画として、中長期的に継続・発展していけるような中小企業の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進した。

1 第2次プラン改定時の背景（令和2～3年度）

▶ 社会経済情勢の変化

- ・人口減少や少子化の進行による国内市場の縮小、労働力の減少など、深刻な社会課題が継続
- ・2020年の新型コロナウイルス感染症の世界的流行に伴う経済危機、人々の価値観の変化
- ・国は、2050年までに温室効果ガスの排出を実質ゼロにするカーボンニュートラルを宣言

▶ 国の中小企業支援の方向性の変化

- ・生産性向上に取り組む企業への支援、規模拡大支援等が必要
〔経済財政運営と改革の基本方針2021〕
- ・中小企業等の事業継続や経営転換等を支援するとともに、事業承継や生産性向上への対応が喫緊の課題

▶ 市内中小企業が直面する課題

- ・コロナの影響を受け、令和2年4月は「売上げ」が対前年同月比で大きく落ち込む。
- ・以前から「人材の育成・確保」は課題だったが、コロナ下においても状況は変わらず、継続的な課題となる。
- ・企業間取引において、主としてFAX等を利用している企業は約52%にのぼり、特に卸売業、小売業、飲食業、サービス業におけるデジタル化の遅れが顕著

2 第2次プランの強化項目

第2次プランにおいては、コロナの影響を受けた市内中小企業の事業継続と雇用維持を支援するため、短期的・集中的に取り組む分野を設定した。

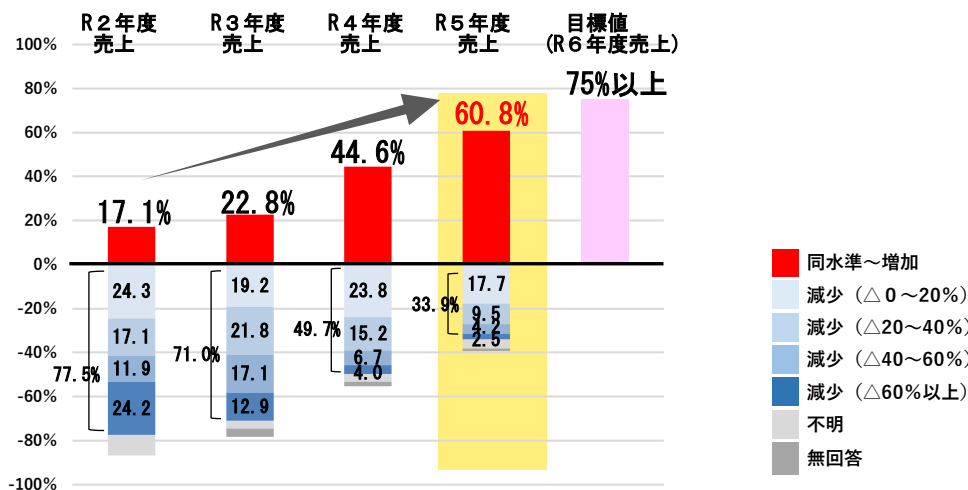
また、中小企業がポストコロナ時代における経営環境の変化へ対応できるよう支援するため、取組みを強化する支援の3つの柱を設定した。

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
短期的・集中的 に取り組む分野	【目指す姿】 ① コロナからの回復 ・融資が円滑に実行され、必要な資金が適切に供給されている。 ・経営環境の変化に対応し、事業・業態転換がスムーズになされている。 ・販路開拓や国内からの人流が戻ることで、企業の売上や国内消費が回復する。		
	【目指す姿】 ① 人材の育成、 人材の確保 ・求職者とのマッチング機会が十分に確保され、人材の確保が進んでいる。 ・外国人、シニア、女性など多様な人材が働きやすい環境が整う。		
	【目指す姿】 ② 労働生産性の向上 ・デジタル化、さらにはDXに取り組む企業が増える。 ・DXや設備投資等により、企業の生産性が向上する。		
取組みを強化する 3つの柱	【目指す姿】 ③ 新しい価値・ ビジネスの創出 ・新しい価値やサービスの創出にチャレンジするスタートアップ企業などが増える。 ・国内外から企業や人が集まることで経済が活性化する。		

3 第2次プランの取組み実績

(1) 第2次プランの成果指標

成果指標	実績（評価）
売上がコロナ前（R元年）水準に回復した中小企業の割合： <u>75%以上</u>	売上が回復した事業者の割合は、令和5年度売上で60.8%と伸長傾向にあり、また売上が減少した事業者の割合も減少傾向にあることから、着実に回復に向かっている。



出典：福岡市「中小企業振興に関するアンケート調査」

(2) 取組みを強化する3つの柱

項目		目標値	実績（最新値）
①人材の育成、人材の確保	就業機会の多さに対する満足度 (出典：福岡市市長室「市政に関する意識調査」)	50%	50.3% (2024年度)
	25歳から44歳までの女性の有業率 (出典：総務省「就業構造基本調査」)	75%	78.9% (2022年度)
②労働生産性の向上	企業間取引をデジタル化している企業割合 (出典：福岡市「中小企業振興に関するアンケート調査」)	90%	89.0% (2024年度)
③新しい価値・ビジネスの創出	新設事業所数 (出典：総務省「経済センサス-基礎調査」等)	1,200事業所	1,972事業所 (2021年)
	入込観光客数 (出典：福岡市 経済観光文化局調べ)	2,300万人	2,309万人 (2023年)
	成長分野、本社機能の進出企業数／進出した企業による雇用者数 (出典：福岡市 経済観光文化局調べ)	50社／3,000人	62社／651人 (2023年度)

4 第2次プラン総括

(1) 第2次プランの成果指標 . . . ○

- 売上がコロナ前水準に回復した中小企業の割合は、令和3年度：22.8%、令和4年度：44.6%、令和5年度：60.8%と着実に回復に向かっている。

(2) 取組みを強化する3つの柱 . . . ◎

- 「就業機会の多さに対する満足度」、「25歳から44歳までの女性の有業率」は、目標を達成している。
- 企業間取引をデジタル化している企業割合は、ほぼ目標を達成している。
- 「進出した企業による雇用者数」の目標は未達成だが、「入込観光客数」、「新設事業所数」、「成長分野、本社機能の進出企業数」は目標を達成している。

実績評価
概ね順調 ○

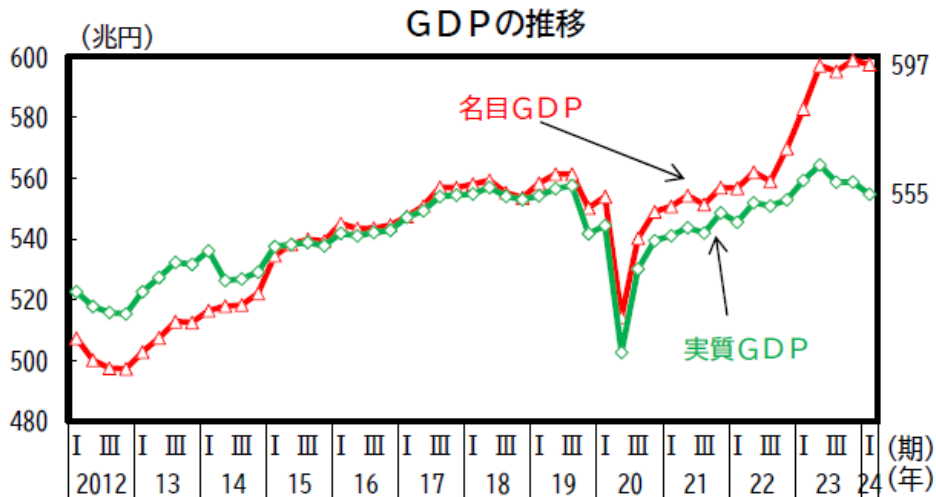
➡ 第2次プランの成果や課題を踏まえ、第3次プラン（令和7年度～令和10年度）への改定を行う。

第3章 プラン改定の背景

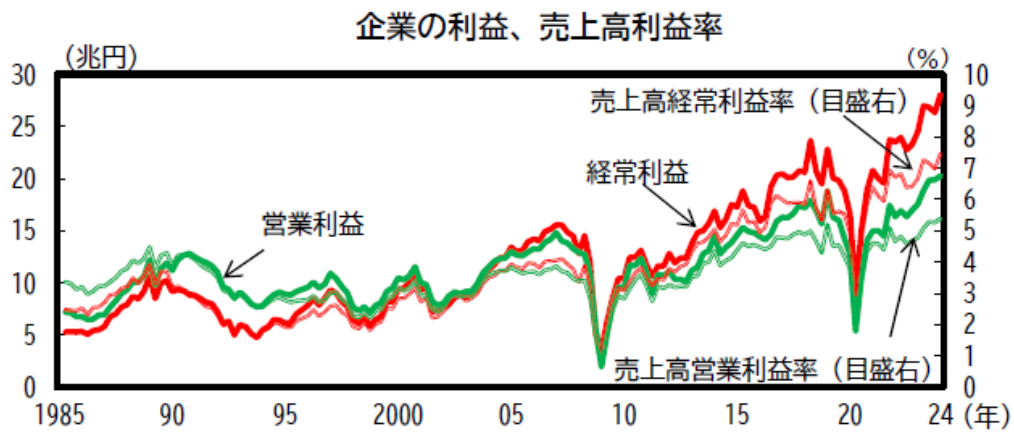
1 社会経済情勢の変化

(1) マクロ経済の動向（内閣府「令和6年度 年次経済財政報告」より抜粋）

2023年5月、コロナの感染症法上の位置づけが5類感染症に移行されて以降、経済の自律的な循環メカニズムが整い、緩やかな回復基調を取り戻した。GDPは名目597兆円と過去最高水準に増加、企業収益は過去最高を更新するなど、企業部門は全体として好調さを維持している。



出典：内閣府「国民経済計算」



出典：財務省「法人企業統計季報」

GDP：一定期間内に国内で生産された財（モノ）・サービスの付加価値の合計額

名目GDP：実際に取引されている価格に基づいて推計するため、物価変動の影響を受けるもの

実質GDP：基準年の価格水準を基準として、物価変動要因が取り除かれたもの

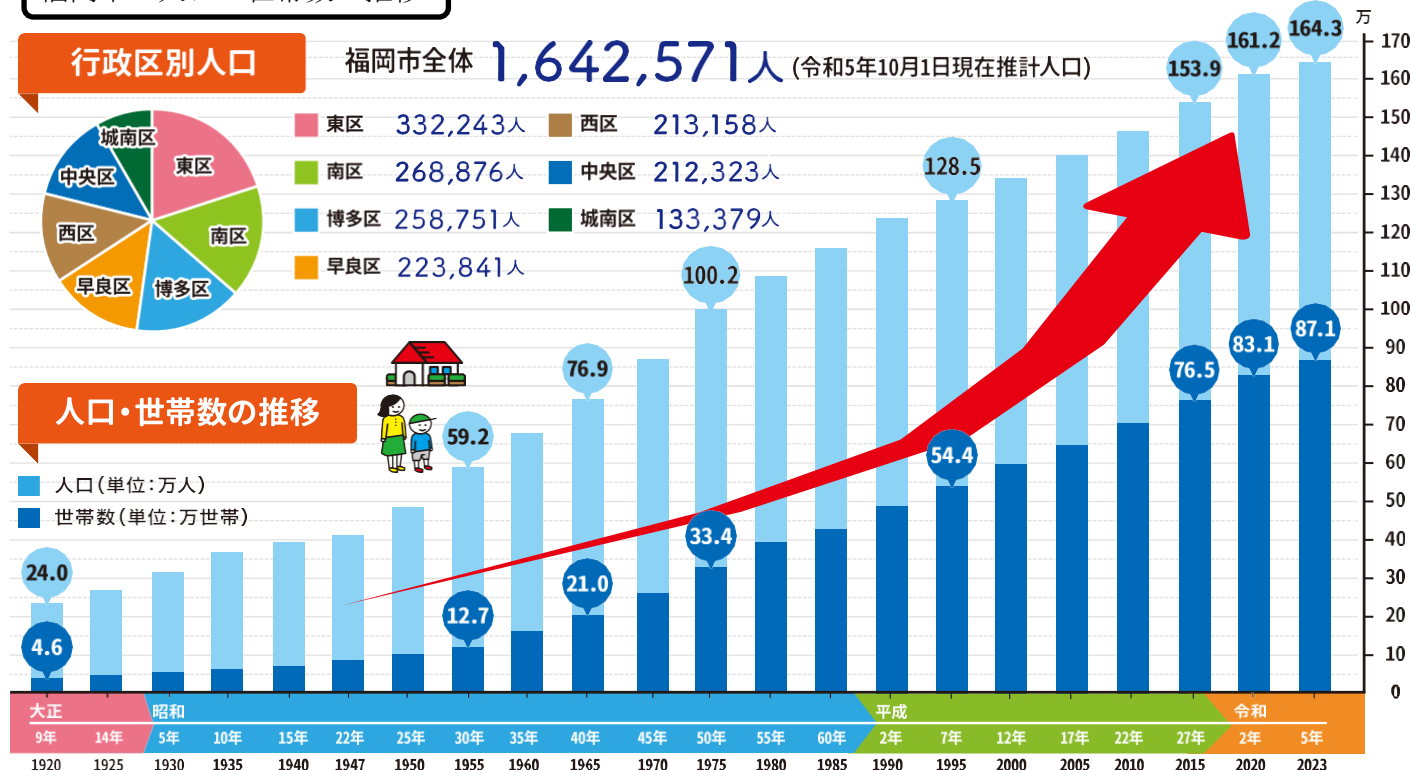
営業利益：本業の売上高から売上原価、販売費、一般管理費を差し引いたもの

経常利益：営業利益に営業外収益を加算し、営業外費用を差し引いたもの

(2) 人口・世帯数

日本の総人口は令和2（2020）年国勢調査において、1億2,614万6千人となっており、平成27（2015）年に比べ、人口は94万9千人減少している。一方、本市の人口は一貫して増加を続けており、令和5（2023）年10月現在で約164.3万人と、平成7（1995）年からの28年間で、約35.8万人増加（+27.8%）している。

福岡市の人口・世帯数の推移



(3) 人生100年時代の到来

国においては、少子高齢化が進む中で人生100年時代^{※1}を迎えるに当たり、「教育・仕事・引退」という3ステージの単線型の人生からマルチステージ^{※2}の人生を送るようになる中で、働き方の多様化に向けた動きが生じている。

本市では、人生100年時代の到来を見据え、誰もが心身ともに健康で自分らしく活躍できる社会を目指す「福岡100」を産学官民「オール福岡」で推進している。

福岡100

※1 人生100年時代：ロンドン・ビジネス・スクール教授であるリンダ・グラットン氏が共著「ライフ・シフト 100年時代の人生戦略」で提唱した言葉。寿命の長期化により先進国の平成19年（2007年）生まれの2人に1人が103歳まで生きる時代が到来するとし、100年間生きることを前提とした人生設計の必要性を論じたもの

※2 マルチステージ：複数のキャリアを持ち、多様な人生を歩むこと

(4) 福岡市の SDGs の取組み

SDGs とは、「Sustainable Development Goals (持続可能な開発目標)」の略で、「誰一人取り残さない持続可能な社会」を実現するために、2015 年の国連サミットで採択された、2030 年を期限とする 17 の国際目標である。

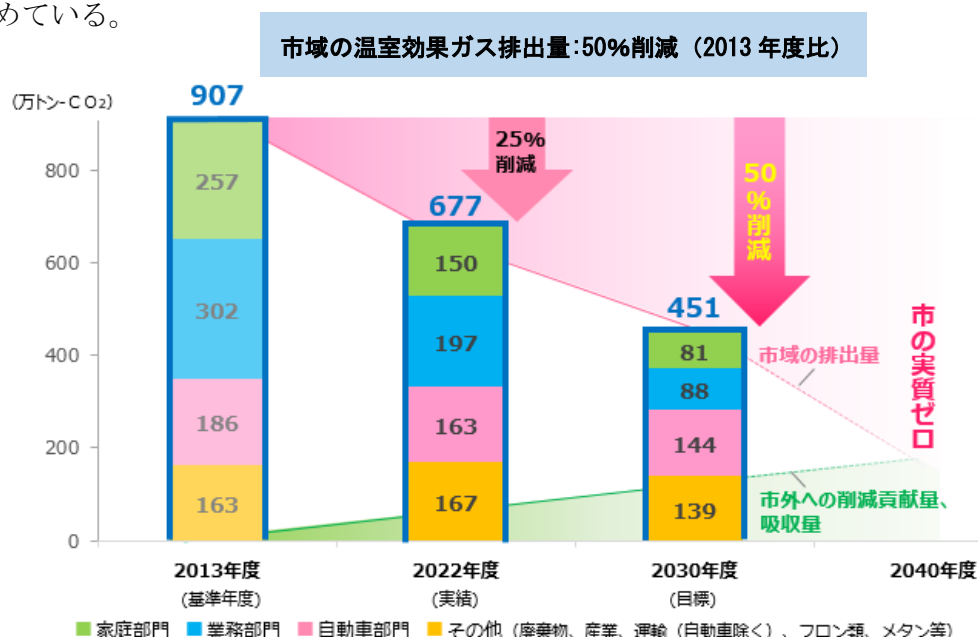
本市では、多くの市民の皆様とともに策定した「福岡市総合計画」において、生活の質の向上と都市の成長の好循環を創り出すことを都市経営の基本戦略として掲げ、経済的な成長と心豊かな暮らしのバランスがとれたコンパクトで持続可能な都市づくりを進めることにより、SDGs の達成に取り組んでいる。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



(5) 脱炭素に向けた動き

国においては、令和 32 (2050) 年までにカーボンニュートラル^{※1}を目指すことが宣言され、本市においては、脱炭素社会^{※2}の実現に向け、「2040 年度 温室効果ガス排出量実質ゼロ」のチャレンジを掲げ、2030 年度における温室効果ガス削減目標を、2013 年度比で国の 46%を上回る 50%削減とし、様々な取組みを進めている。



※1 カーボンニュートラル：温室効果ガスの排出量と吸収量を均衡させること

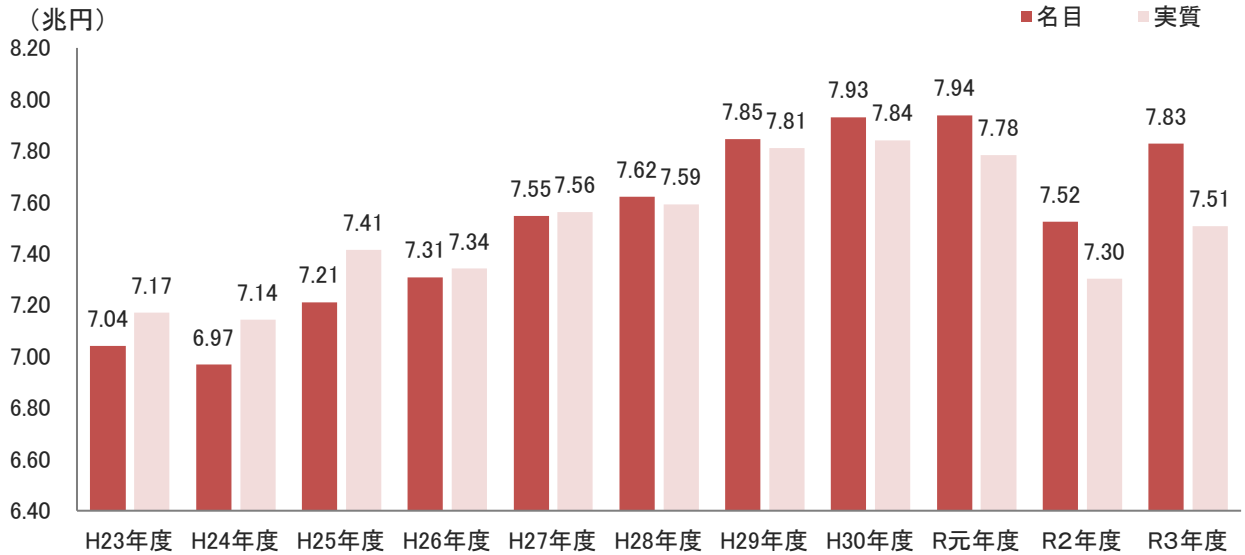
※2 脱炭素社会：カーボンニュートラルな社会

2 本市経済・産業の状況

(1) 市内総生産額

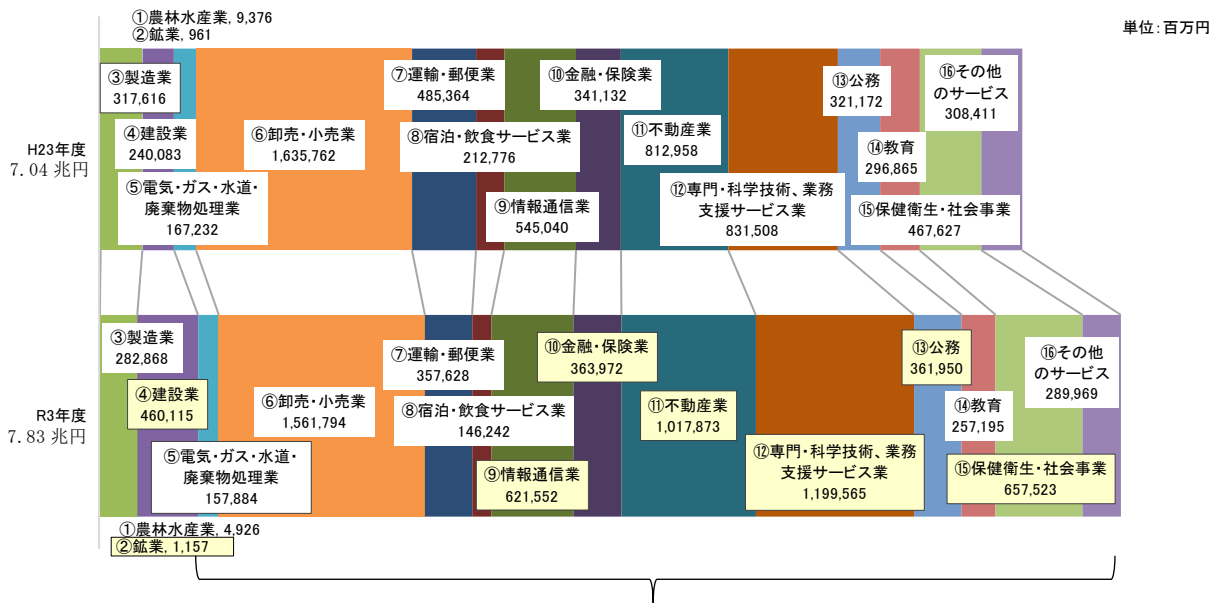
令和3（2021）年度の本市の市内総生産額（名目）は、約7兆8,277億円となっている。（図1）産業別にみると、第3次産業が約9割を占め、「卸売・小売業」「専門・科学技術、業務支援サービス業」「不動産業」「保健衛生・社会事業」などの割合が大きくなっている。（図2）

(図1) 市内総生産の推移



資料：福岡市「福岡市民経済計算」 ※実質値は、物価変動の影響を取り除いたもの

(図2) 経済活動別市内総生産の推移



第3次産業 (89.3%)

・・・増加した項目

資料：福岡市「福岡市民経済計算」 ※輸入品に課される税などは省略

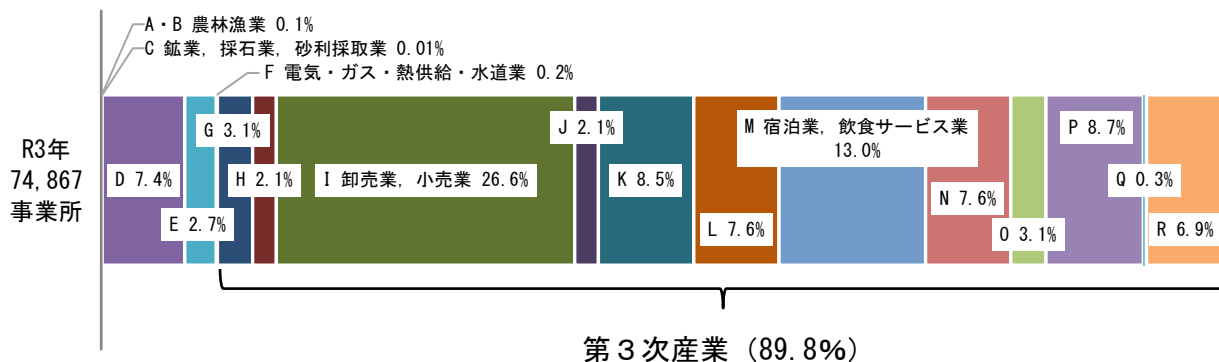
(2) 本市の企業活動の状況

①事業所数・従業員数

本市の事業所は、第3次産業が約9割を占め、「卸売業、小売業」(26.6%)、「宿泊業、飲食サービス業」(13.0%)の割合が大きい。(図3)

また、従業員についても第3次産業が約9割を占めており、「卸売業、小売業」(21.8%)、「サービス業(他に分類されないもの)」(13.2%)の割合が大きい。(図4)

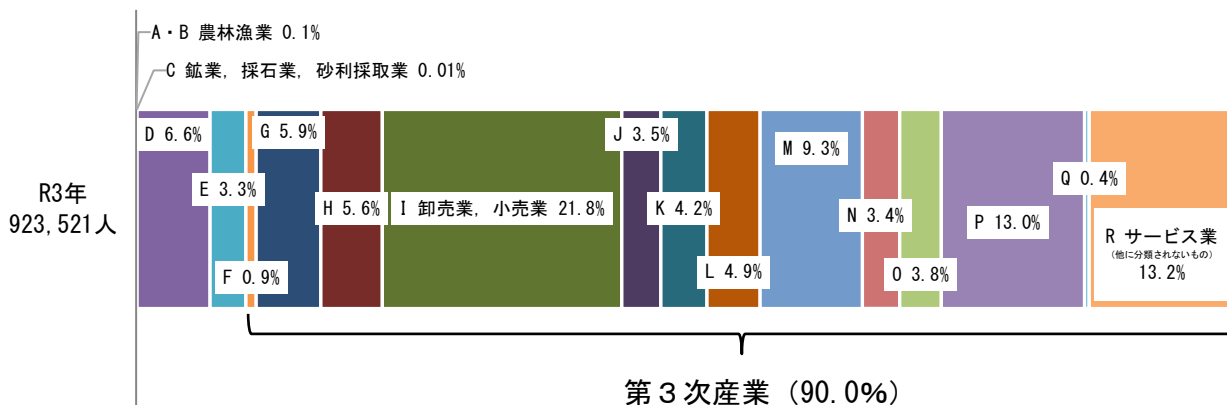
(図3) 市内の事業所の産業別構成比



- A・B 農林漁業
- C 鉱業、採石業、砂利採取業
- D 建設業
- E 製造業
- F 電気・ガス・熱供給・水道業
- G 情報通信業
- H 運輸業、郵便業
- I 卸売業、小売業
- J 金融業、保険業
- K 不動産業、物品賃貸業
- L 学術研究、専門・技術サービス業
- M 宿泊業、飲食サービス業
- N 生活関連サービス業、娯楽業
- O 教育、学習支援業
- P 医療、福祉
- Q 複合サービス事業
- R サービス業(他に分類されないもの)

資料：総務省・経済産業省「令和3年経済センサス-活動調査」

(図4) 市内の従業員の産業別構成比



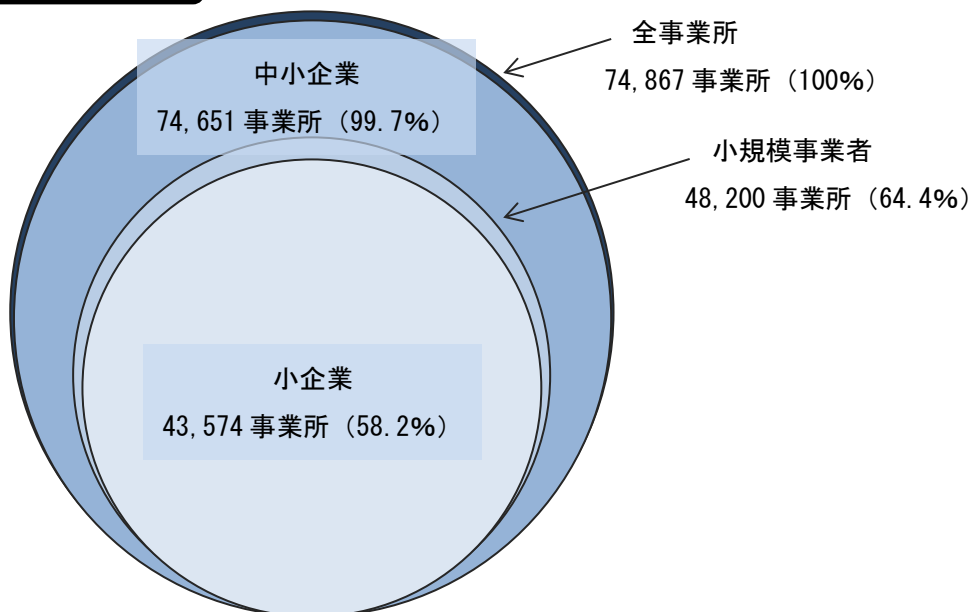
- A・B 農林漁業
- C 鉱業、採石業、砂利採取業
- D 建設業
- E 製造業
- F 電気・ガス・熱供給・水道業
- G 情報通信業
- H 運輸業、郵便業
- I 卸売業、小売業
- J 金融業、保険業
- K 不動産業、物品賃貸業
- L 学術研究、専門・技術サービス業
- M 宿泊業、飲食サービス業
- N 生活関連サービス業、娯楽業
- O 教育、学習支援業
- P 医療、福祉
- Q 複合サービス事業
- R サービス業(他に分類されないもの)

資料：総務省・経済産業省「令和3年経済センサス-活動調査」

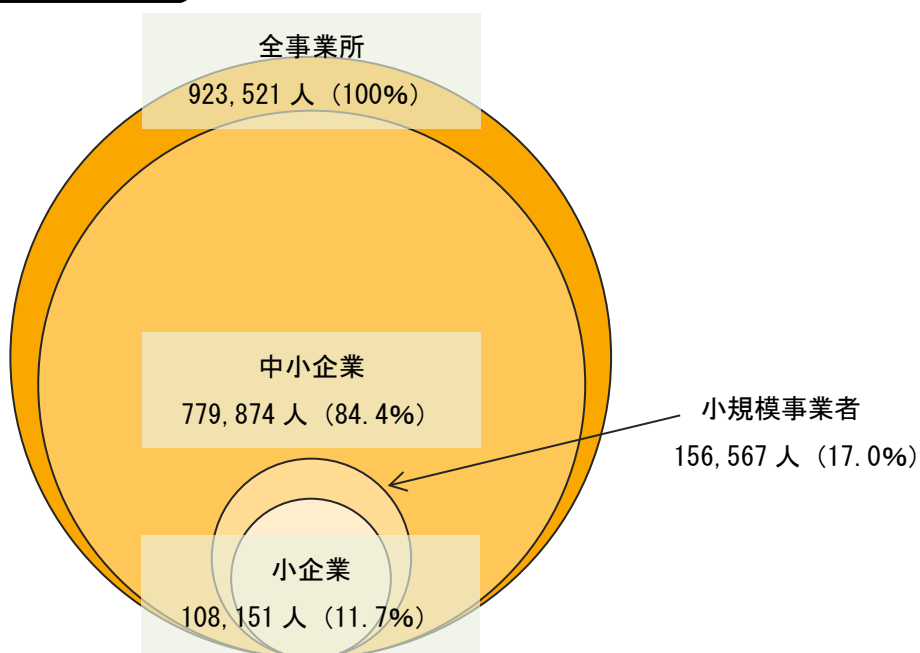
②中小企業・小規模事業者の割合

事業所数に占める中小企業の割合は99.7%、従業者数に占める中小企業の割合は84.4%となっている。(図5、6)

(図5) 事業所数に占める中小企業の割合



(図6) 従業者数に占める中小企業の割合



※統計の性質上、中小企業、小規模事業者、小企業の定義を下記のとおりとした

- ・ 中小企業：従業者規模 300 人未満
- ・ 小規模事業者：従業者規模 20 人（商業・サービス業は 5 人）以下
- ・ 小企業：従業者規模 5 人以下

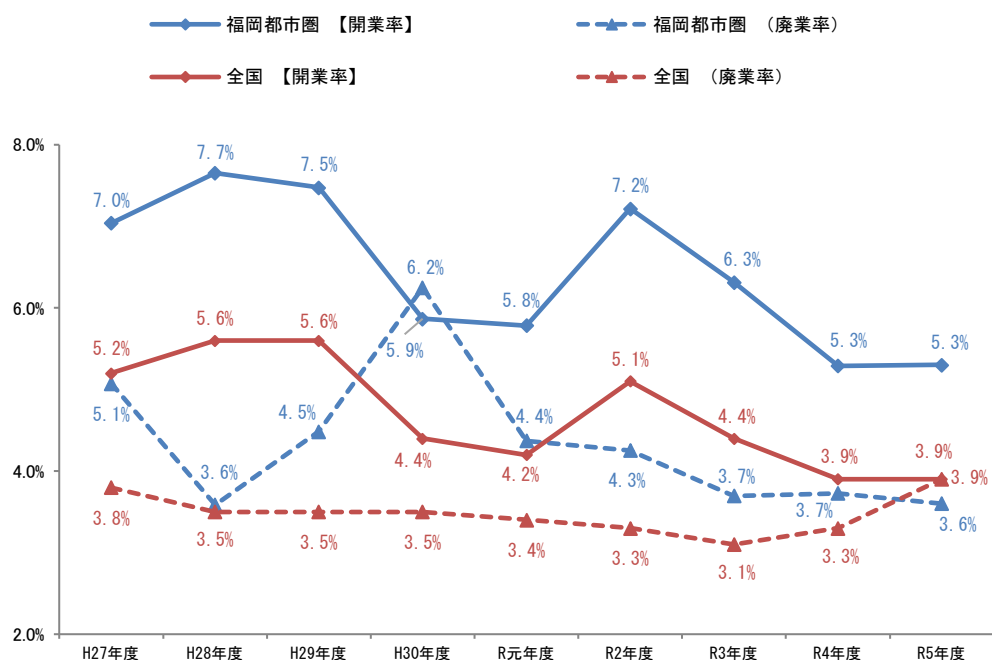
資料：総務省・経済産業省「令和3年経済センサス - 活動調査」

③開業率・廃業率の推移の割合

福岡都市圏の令和5年度の開業率は5.3%、廃業率は3.6%（図7）

大都市地域で比較した場合、開業率は大都市地域の中で最も高い数値となっている。（図8）

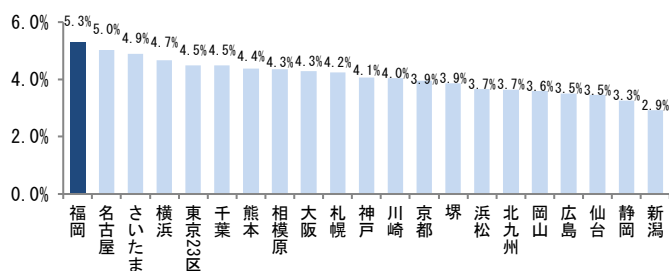
（図7）福岡都市圏の開業率・廃業率の推移



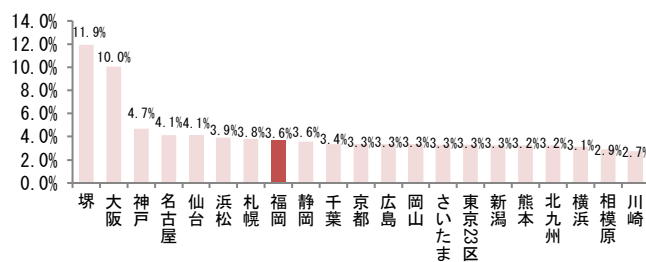
資料：福岡アジア都市研究所

※「雇用保険事業年報」(厚生労働省)における雇用保険適用事業所ベースで算出したもの

（図8）開業率大都市地域比較



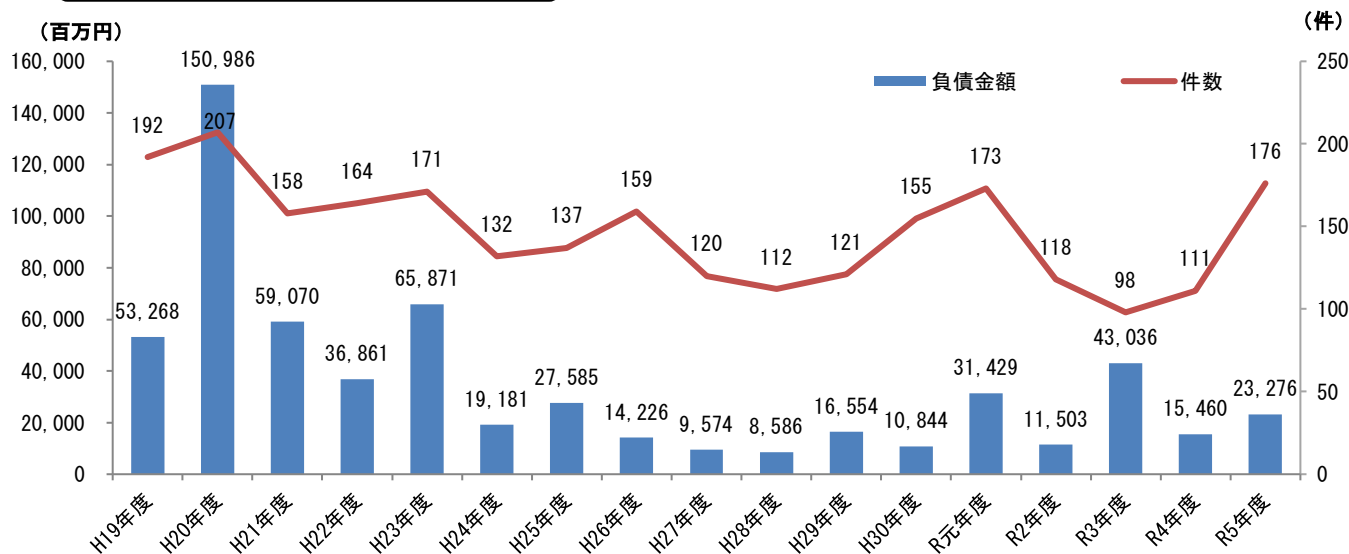
（図9）廃業率大都市地域比較



④企業倒産

令和5年度の倒産件数は176件・倒産時の負債総額は約233億円となり、コロナ下前（R元年度）とほぼ同水準となっている。（図10）

（図10）福岡市内の倒産件数の推移

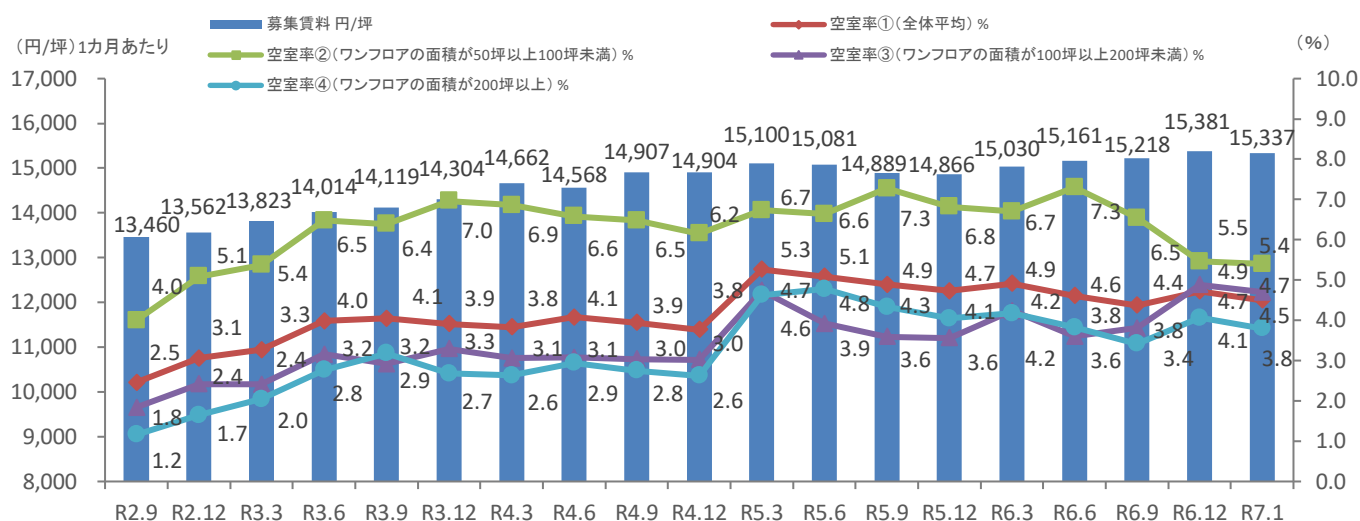


資料：（株）東京商エリサーチ福岡支社 ※倒産した企業のうち、負債総額1,000万円以上のものについて集計

⑤オフィス空室率

令和7年1月時点のオフィス空室率の全体平均は、4.5%、募集賃料の全体平均は、1か月あたり15,337円/坪となっている。（図11）

（図11）福岡市内のオフィス空室率の推移



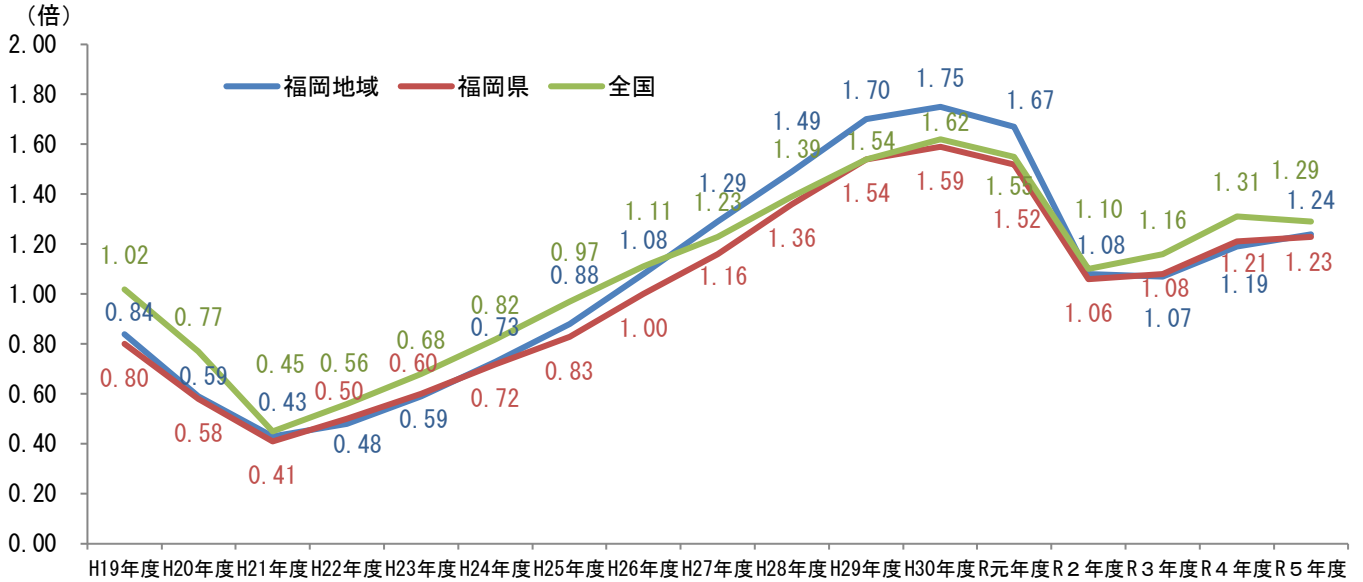
資料：三幸エステート株式会社 「オフィスマーケットレポート」

(3) 本市の雇用・労働の状況

①有効求人倍率

福岡地域の有効求人倍率は、令和5年度で1.24倍。直近においては、平成30年度の1.75倍をピークに、コロナ下で下落した後、令和3年度以降は再び上昇している。(図12)

(図12) 有効求人倍率の推移

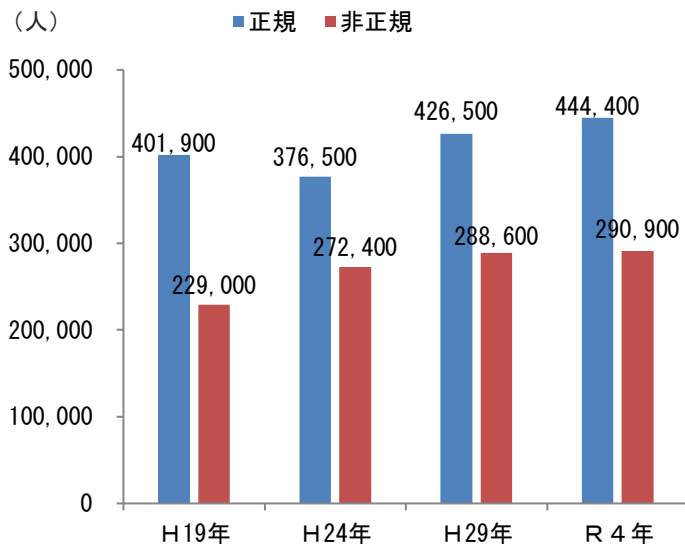


資料：厚生労働省「一般職業紹介状況(職業安定業務統計)」、福岡労働局「雇用失業情勢」

②正規・非正規雇用別の労働者数

本市の正規雇用労働者数は、444,400人と前回調査時の平成29年と比較し、17,900人増加している。また、非正規雇用労働者数は290,900人と2,300人増加している。(図13、14、15)

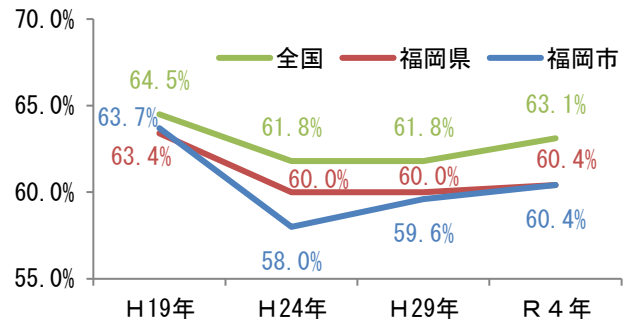
(図13) 福岡市の正規・非正規雇用別の労働者の推移



※自営業主、家族従業者、会社などの役員は含まない

資料：総務省「就業構造基本調査」

(図14) 労働者の正規雇用者の割合



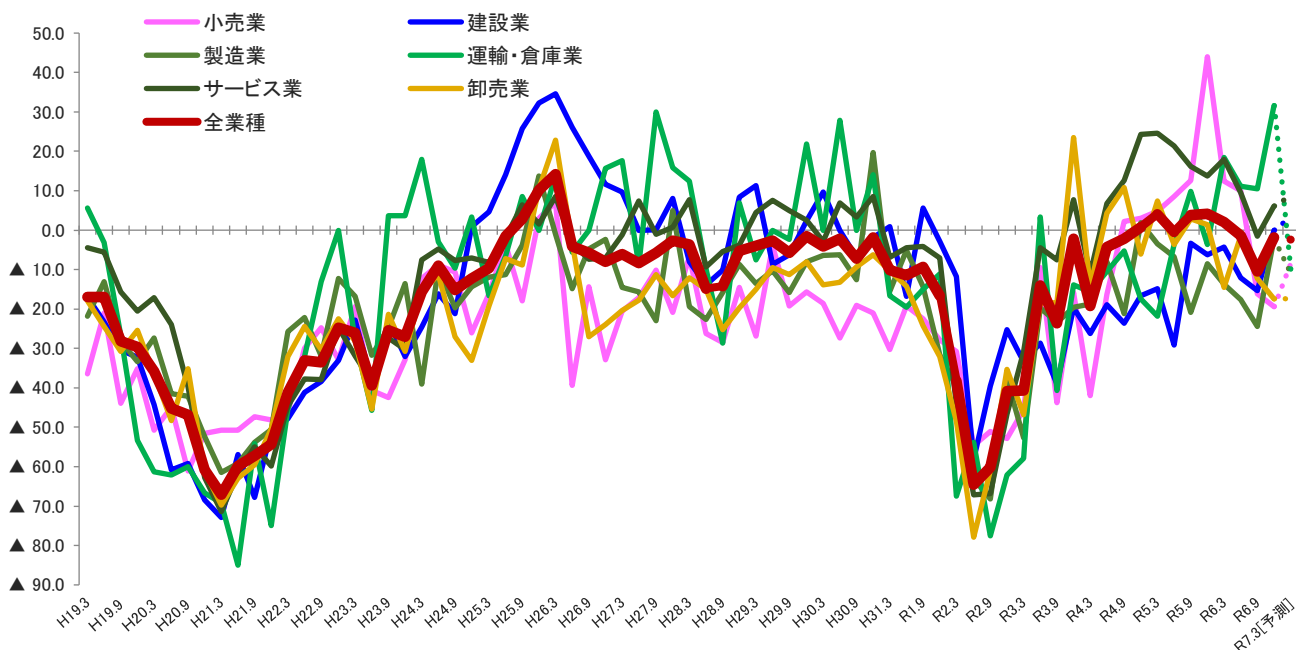
(図15) 福岡市正規雇用者の数及び割合

		H19年	H24年	H29年	R4年
男性	人数(人)	271,200	243,800	279,000	272,600
	割合	79.4%	72.7%	76.0%	76.1%
女性	人数(人)	130,700	132,800	147,500	171,900
	割合	45.1%	42.4%	42.4%	45.6%
合計	人数(人)	401,900	376,500	426,500	444,400
	割合	63.7%	58.0%	59.6%	60.4%

(4) 本市企業の状況

地場企業の景況判断指数（DI 値）は、令和6年12月調査で全業種平均が▲1.9
次期（令和7年1～3月）は、▲2.4で0.5ポイントマイナスになると予測。（図16）

（図16）地場企業の景況判断指数（DI 値）の推移（業種別）



資料：福岡商工会議所「地場企業の経営動向調査」（四半期毎発表）
※ 調査対象は、福岡商工会議所会員企業

(市内事業者の意見)

【事業者の現況】※福岡商工会議所「地場企業の経営動向調査」（令和6年度第3四半期）

- 人材不足による生産量の悪化が収益減に繋がり、経営を悪化させている。
- 旺盛な設備投資需要により対前年比で大きく利益を伸ばすことができていない。

【事業者の現況】※令和6年8月 福岡市中小企業振興審議会委員の意見

- 取引条件や販売価格が改善しており全体的にみると景況も多少改善しているが、引き続き人手不足・後継者難が深刻な課題となっている。
- 価格転嫁に関しては景況感の回復基調にある業種・企業と、経営状況が厳しい業種・企業との格差が生じている状況である。

第4章 第3次プランの概要

1 直面する課題 *令和6年度「福岡市中小企業振興に関するアンケート調査」結果 抜粋

(1) 人手不足・コスト上昇への対応

日本が人口減少社会を迎え、少子高齢化が進展する中、全国的に様々な分野で人手不足が生じている。本市でも社会経済活動の活性化に伴い、ほぼすべての分野で「人手不足」が深刻になっており、本市が市内の中小企業を対象に令和6年度に実施した「福岡市中小企業振興に関するアンケート調査」では、「人手不足」を課題として挙げる事業者が、コロナ下で一旦落ち込んだ後、令和4年度から再び上昇し、令和6年度には6割を超えるなど、喫緊の課題となっている。

また、原油や物価の高騰、継続的な賃上げ等を背景に、「価格転嫁」、「コスト削減」や「生産性向上」といった「コスト上昇への対応」が求められている。(表1)

(表1) 今後の事業展開における課題上位

順位	R1年度 (R1.6) (n=428)	R2年度 (R2.6) (n=715)	R3年度 (R3.5) (n=500)	R4年度 (R4.4) (n=731)	R5年度 (R5.4) (n=823)	R6年度 (R6.5) (n=921)
1位	人材の育成 47.6%	人材の育成 57.8%	人材の育成 47.0%	人材の育成 44.5%	人手不足 52.7%	人手不足 62.3%
2位	人手不足 43.6%	人手不足 41.1%	国内の販路 拡大 35.3%	人手不足 43.2%	人材の育成 45.6%	人材の育成 56.4%
3位	働き方改革 26.2%	コスト削減 29.8%	人手不足 29.1%	資金調達 26.7%	コスト削減 31.8%	価格転嫁 31.6%
4位	国内の販路 拡大 20.6%	感染拡大 予防対応 28.8%	資金調達 24.3%	国内の販路 拡大 25.2%	価格転嫁 30.4%	生産性向上 30.9%
5位	資金調達 20.4%	販路拡大/働き 方改革(同率) 28.7%	コスト削減 21.3%	コスト削減 23.5%	生産性向上 22.5%	コスト削減 28.3%

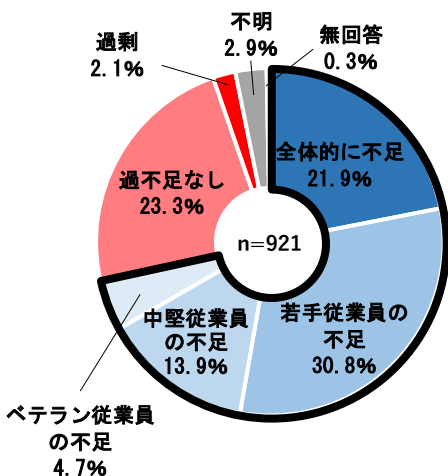
(参考) うち小規模事業者

順位	R3年度 (R3.5) (n=278)	R4年度 (R4.4) (n=416)	R5年度 (R5.4) (n=416)	R6年度 (R6.5) (n=340)
1位	人材の育成 34.9%	人材の育成 33.2%	人手不足 38.2%	人手不足 43.2%
2位	国内の販路 拡大 34.5%	人手不足 32.2%	人材の育成 32.2%	人材の育成 37.8%
3位	資金調達 27.0%	資金調達 29.3%	コスト上昇分 の価格転嫁 31.3%	コスト上昇分 の価格転嫁 30.5%
4位	人手不足 22.7%	国内の販路 拡大 22.6%	コスト削減 28.4%	生産性向上 27.3%
5位	事業承継 22.3%	事業承継 20.2%	資金調達 23.3%	コスト削減 27.0%

「人手不足」の状況では、「若手従業員の不足」が30.8%、「全体的に不足」が21.9%、「中堅従業員の不足」が13.9%となっており、人手不足は幅広い層に広がっている。(図17)

「人手不足への対応」については、1位は「中途の採用」、2位以下は「人材の定着」や「業務の効率化」など限られた人員で事業を運営するための対応策となっている。(表2)

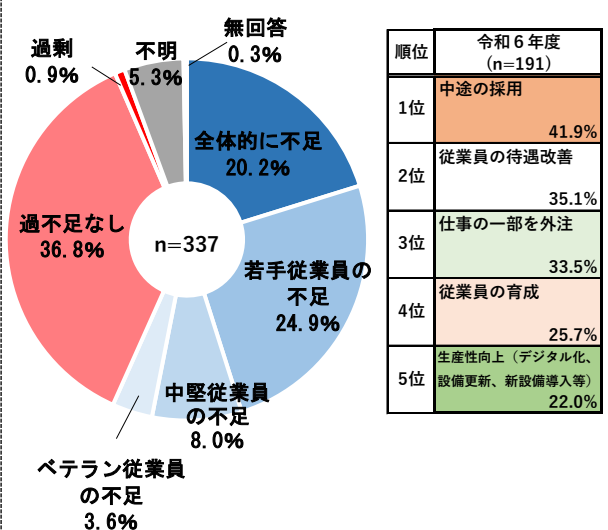
(図17) 人手不足の状況



(表2) 人手不足への対応

順位	令和6年度 (n=657)	対応
1位	中途の採用 57.5%	人手の確保
2位	従業員の待遇改善 51.0%	人材の定着
3位	従業員の育成 34.2%	
4位	仕事の一部を外注 28.3%	業務の効率化
5位	生産性向上(デジタル化、 設備更新、新設備導入等) 27.7%	

(参考) うち小規模事業者



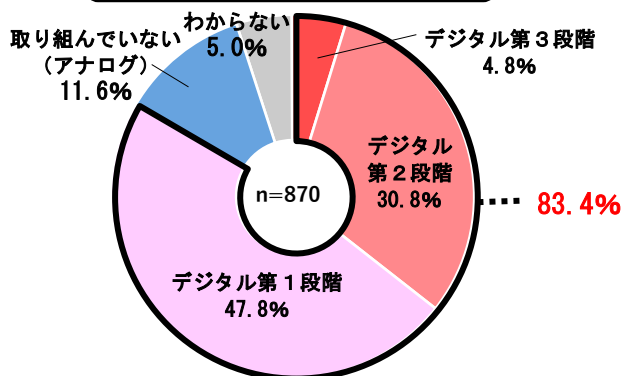
順位	令和6年度 (n=191)	対応
1位	中途の採用 41.9%	人手の確保
2位	従業員の待遇改善 35.1%	人材の定着
3位	仕事の一部を外注 33.5%	
4位	従業員の育成 25.7%	業務の効率化
5位	生産性向上(デジタル化、 設備更新、新設備導入等) 22.0%	

(2) 生産性の向上

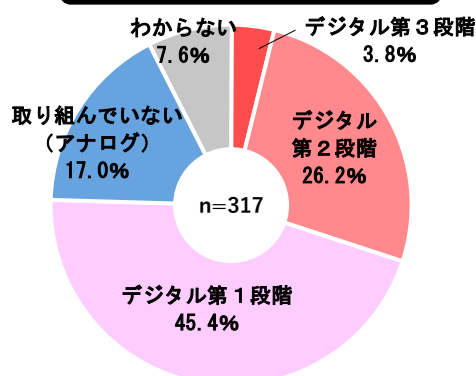
「デジタル化の進捗状況」については、「デジタル化に取り組んでいる」という事業者の合計が8割を超え、デジタル化に取り組む事業者が増えているが、取組みの段階には格差が生じている(図18)

デジタル化の取組み度合毎の従業員1人あたり粗利額(図19)が示すとおり、デジタル化の取組みと生産性には一定の相関が見られる。

(図18) デジタル化の取組み

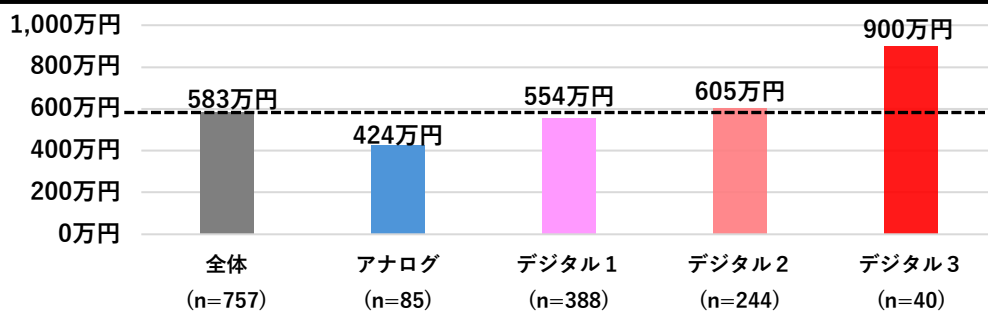


(参考) うち小規模事業者



- 【アナログ】紙や口頭による業務が中心で、デジタル化が図られていない状態
- 【デジタル1】アナログな状況からデジタルツールを利用した業務環境に移行している状態
- 【デジタル2】デジタル化による業務効率化やデータ分析に取り組んでいる状態
- 【デジタル3】デジタル化によるビジネスモデルの変革や競争力強化に取り組んでいる状態

(図19) 従業員1人あたり粗利額比較 ※全体の内、従業員数・粗利を回答いただいた757事業者を抽出して比較



また、「人材育成で向上させたい能力」において、「ITを使いこなす一般的な知識・能力(OA・事務機器操作等)」、「専門的なITの知識・能力(システム開発・運用、プログラミング等)」といったデジタル化に関連する能力が低水準で推移しており、依然としてデジタル化への意識が低いことが伺える。(表3)

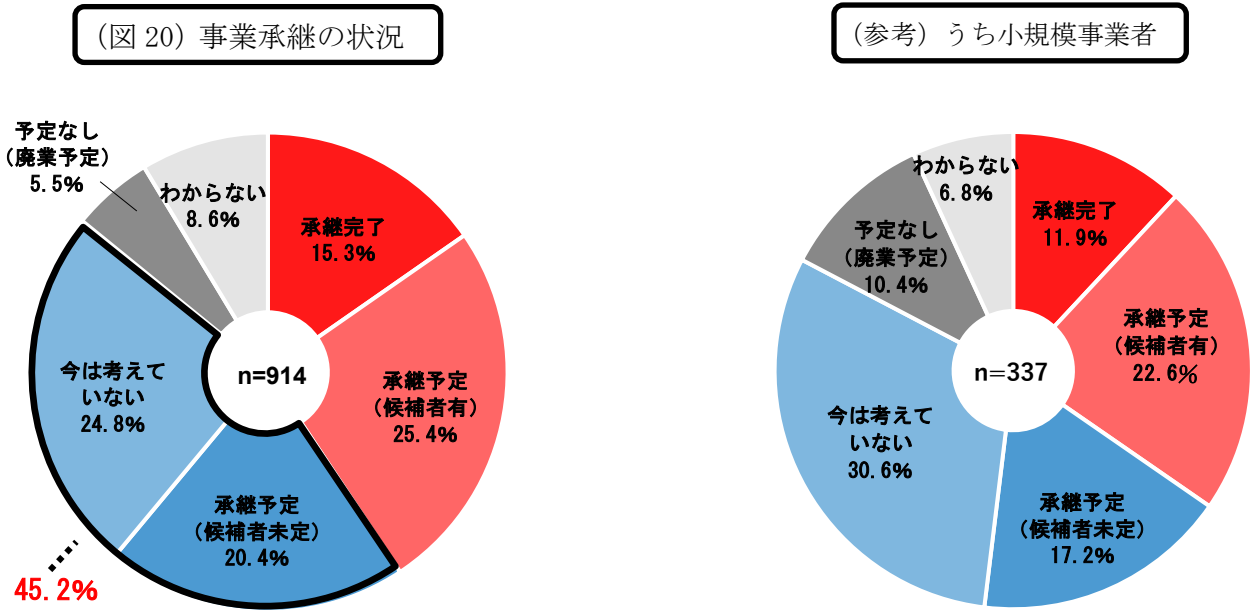
(表3) 人材育成で向上させたい能力

	R3年度 (R4.1)	R5年度 (R5.4)	R6年度 (R6.5)
マネジメント能力・リーダーシップ	45.0%	30.3%	45.3%
チームワーク、協調性・周囲との協働能力	46.0%	32.8%	43.6%
営業力・接客スキル	47.0%	48.1%	41.6%
課題解決スキル(分析・思考・創造力等)	38.0%	27.3%	40.7%
コミュニケーション能力・説得力	37.0%	25.9%	39.1%
職種に特有の実践的スキル	33.0%	32.8%	36.5%
ITを使いこなす一般的な知識・能力(OA・事務機器操作等)	20.0%	21.6%	19.2%
専門的なITの知識・能力(システム開発・運用、プログラミング等)	9.0%	7.9%	12.7%
定型的な事務・業務を効率的にこなすスキル	12.0%	10.0%	12.4%

(3) 事業承継

事業承継については、「候補者未定」、「今は考えていない」と回答した経営者が45.2%に上り、事業承継は完了するまでに、5年～10年かかることを考えると、事業承継の遅れが見られると言える。

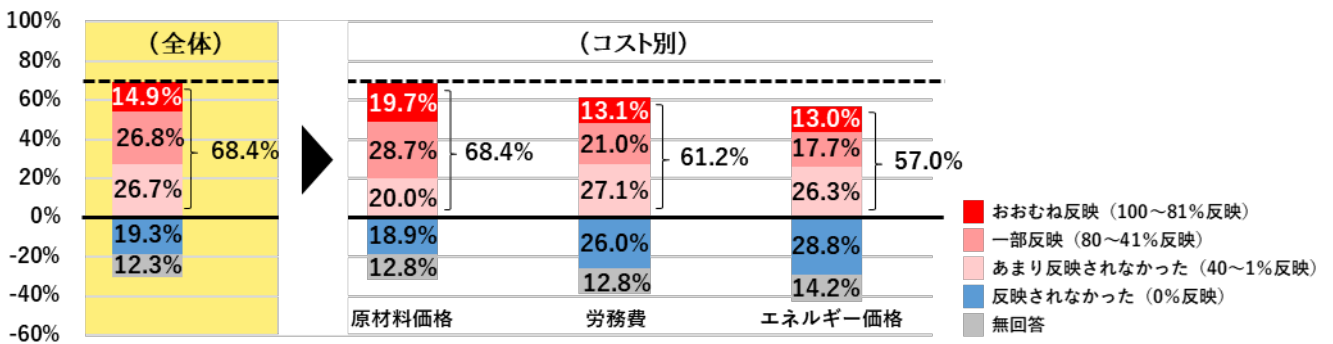
(図 20)



(4) 価格転嫁

価格転嫁の状況については、何らかし価格転嫁している事業者は68.4%で、コスト別で見ると、労務費とエネルギー価格については、原材料価格に比べて価格転嫁ができていない状況になっていることが伺える。(図 21)

(図 21) 価格転嫁の状況



2 国の施策の方向性

国は、「経済財政運営と改革の基本方針 2024」において、社会課題への対応を通じた持続的な経済成長の実現する取組みとして、「豊かさを支える中堅・中小企業の活性化」を掲げ、(1)人手不足への対応、(2)中堅・中小企業の稼ぐ力、(3)輸出・海外展開の支援を行うことで、地域経済をけん引する中堅企業と雇用の7割を支える中小企業の稼ぐ力を強化するとした。

また、令和5年度補正・令和6年度当初予算において、下記のとおり、基本的な課題認識と対応の方向性が示された。

- ・物価高や、構造的な人手不足等、厳しい経営環境に直面する中小企業・小規模事業者に対する価格転嫁対策や資金繰り支援、省力化投資支援等に万全を期す。
- ・さらに、GX^{*1}・DX^{*2}等といった産業構造転換の中、中小企業・小規模事業者の成長に向けた取組みを予算・税等の政策手段を総動員して支援。これらを通じ、持続的な賃上げにつなげる。
- ・また、事業承継、社会課題解決、工業用水道の整備の支援等を通じて地域経済の活性化を図る。

※1 GX : グリーントランスフォーメーション (Green Transformation) の略称

化石エネルギー中心の産業・社会構造を、クリーンエネルギー中心の構造に転換していく、経済社会システム全体の改革への取組みのこと

※2 DX : デジタルトランスフォーメーション (Digital Transformation) の略称

企業がビジネス環境の激しい変化に対応し、データとデジタル技術を活用して、顧客や社会のニーズを基に、製品やサービス、ビジネスモデルを変革するとともに、業務そのものや、組織、プロセス、企業文化・風土を変革し、競争上の優位性を確立すること

3 めざす姿

第2次プランでは、「コロナからの回復」を短期的・集中的に取り組む項目に設定したが、第3次プランでは、成長型の新たな経済ステージへの移行に向けてめざす姿として

「直面する経営課題に柔軟に対応し、利益を生み出す中小企業が増える」を掲げる。

めざす姿

直面する経営課題に柔軟に対応し、利益を生み出す中小企業が増える

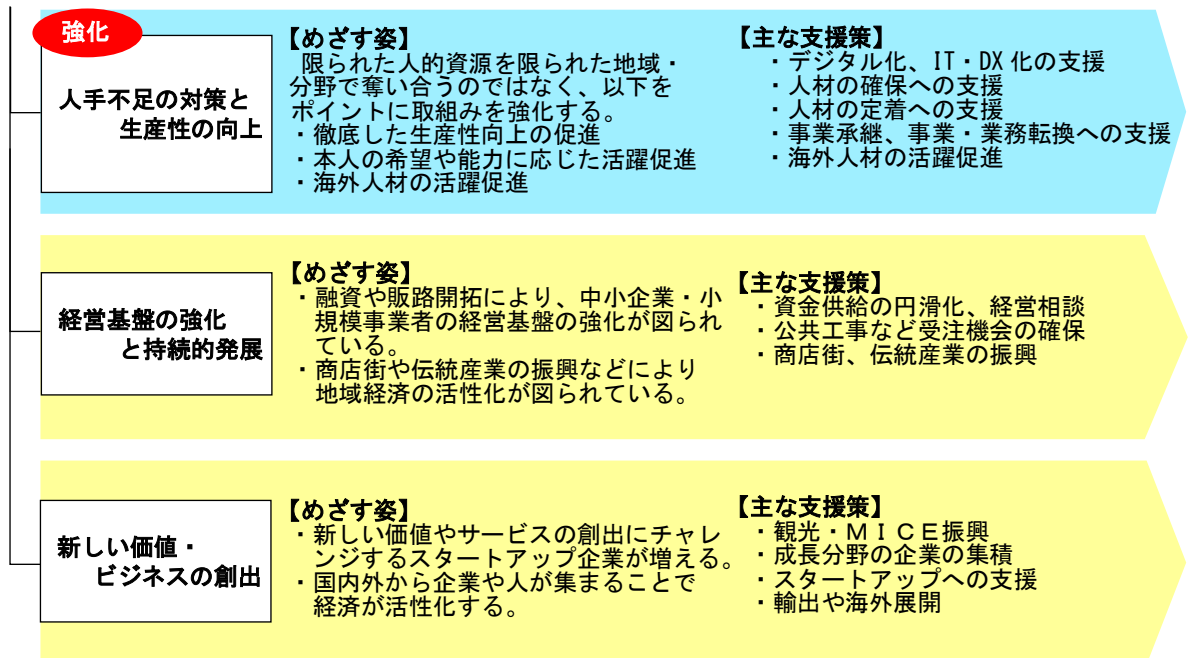
4 計画期間

令和7(2025)年度から令和10(2028)年度末までの4年間

5 重点的に取り組む支援の3つの柱

経営環境の変化に柔軟に対応し、経営基盤の強化、経営の改善・革新など成長に向けてチャレンジする市内中小企業・小規模事業者を支援するため、今後4年間を見据え、重点的に取り組む支援の3つの柱を設定する。特に、近年深刻な課題となっている「人手不足の対策と生産性の向上」については、特に強化する項目に設定する。

(めざす姿)直面する経営課題に柔軟に対応し、利益を生み出す中小企業が増える



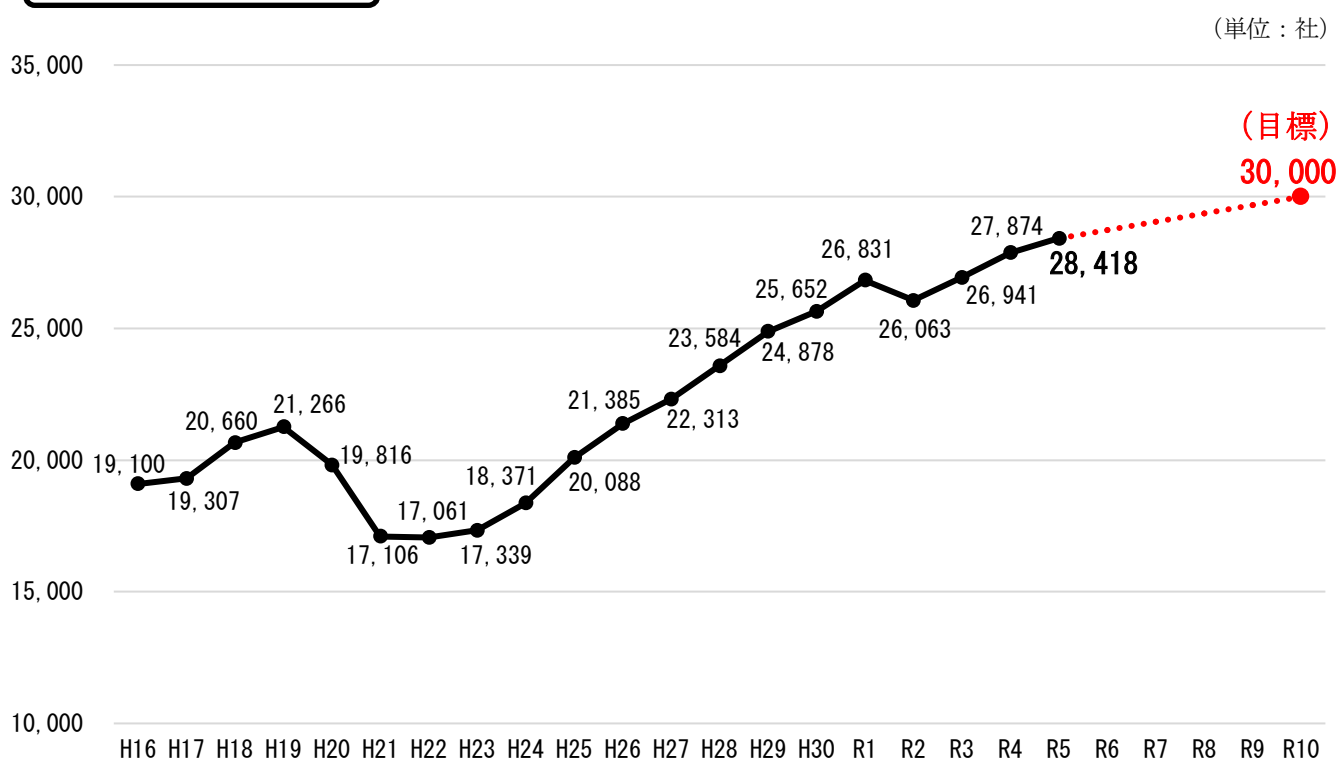
6 プランの目標値

20 頁「3 めざす姿」である「直面する経営課題に柔軟に対応し、利益を生み出す中小企業が増える」を定量的に示せる指標として下記の指標項目を本プランの目標値に設定する。

➤ 成果指標

指標項目	初期値	目標値
法人市民税（法人税割）の対象法人数 <small>（出典：「福岡市税務統計」（各年現年度の実数値））</small>	28,418 社 <small>（2023 年度）</small>	30,000 社

法人税割対象法人数の推移



（参考）法人住民税とは

- 法人住民税とは、法人も地方団体が提供する行政サービスを享受しているため、地域社会の費用について、その構成員である法人にも、個人と同様幅広く負担を求めるもの。
- 法人住民税は、均等割と法人税割の2つの税割で構成されており、それぞれ納税義務者となる法人と納税額が異なる。
- 均等割とは、法人であれば等しく払う義務のある税金のこと。法人の規模に応じて区分けした上で、同一区分内においては同一の額を法人に課している。
- 法人税割とは、法人が法人税額（法人が国に支払う税額）を基準にして都道府県や市町村に払う税金で、法人であれば等しく税額を課している均等割と違って、儲かっている法人ほど税額が高くなるという構造になっている。
- 均等割と法人税割の決定的な違いとしては、法人税割は国に法人税を納めている法人、つまり黒字の法人だけが払うのに対して、均等割は赤字の法人も払わなければならない点である。

（出典：総務省ホームページ「やさしい地方税」抜粋）

さらに、21 頁「5 重点的に取り組む支援の3つの柱」ごとに、目標値を設定する。

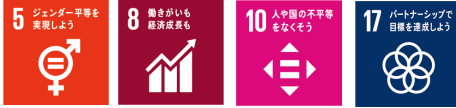
3つの柱	指標項目	初期値	目標値
強化 (1) 人手不足の対策 と生産性の向上	人員体制について「過不足なし」と回答した事業者の割合 (出典：福岡市「中小企業振興に関するアンケート調査」)	23.3% (2024年度)	30.0%
	デジタル化による業務効率化やビジネスモデルの改革等に取り組んでいる市内中小企業の割合 (出典：福岡市「中小企業振興に関するアンケート調査」)	35.6% (2024年度)	50.0%
(2) 経営基盤の強化 と持続的発展	法人市民税（均等割）の対象法人数 (出典：「福岡市税務統計」(各年現年度の実数値))	65,499社 (2023年度)	73,000社
	商店街の年間来街者指数（2023年度を100とする） (出典：福岡市 経済観光文化局調べ)	100 (2023年度)	115
(3) 新しい価値・ ビジネスの創出	入込観光客数 (出典：福岡市 経済観光文化局調べ)	2,309万人 (2023年)	2,600万人
	成長分野・本社機能の進出企業数 (出典：福岡市 経済観光文化局調べ)	58社 (2015～2024年度平均)	60社
	新設事業所 (出典：総務省「経済センサス-基礎調査」等)	1,972事業所 (2021年)	2,000事業所

第5章 第3次プランの取組み体系と支援の方向性

1 取組み体系

(1) 人手不足の対策と生産性の向上

<関連する主な SDGs>



①人材確保への支援

②人材育成への支援

③生産性向上への支援

④事業再構築への支援

⑤事業の承継

(2) 経営基盤の強化と持続的発展

<関連する主な SDGs>



①経営に関する相談・助言

②資金の供給の円滑化

③販路開拓の促進

④その他の経営支援

⑤商店街の振興

⑥伝統産業・技能の振興

⑦農林水産品などの地域資源や特産品に係る地場産業の振興

⑧地域と中小企業との連携

⑨公共事業などの受注機会の確保

(3) 新しい価値・ビジネスの創出

<関連する主な SDGs>



①スタートアップへの支援

②新商品・新サービスの開発、技術革新、事業化の促進

③海外市場への事業展開、海外需要の取込み

④知識創造型産業などの次世代を担う産業の振興

⑤脱炭素経営・ビジネスの促進

⑥国内外の企業誘致

⑦観光・MICEの振興

2 支援の方向性

(1) 人手不足の対策と生産性の向上

① 人材確保への支援

▶ 取組みの成果



人材確保支援策として、平成 30 年度からは企業の採用活動についての人材確保相談窓口を開設、合同会社説明会などによる求職者との接点づくり、中小企業人材採用支援事業などによる採用力向上に資する事業等を実施し、企業及び求職者に働きかけた。

また、市内企業の「働き方改革」の取組みを応援するため、平成 29 年度からふくおか「働き方改革」推進企業認定事業を実施し、令和 6 年 11 月 1 日現在、203 社を認定している。

さらに、福岡都市圏の大学、産業界、本市で構成する福岡未来創造プラットフォーム^{*1}等においても、福岡都市圏の企業と学生との交流会などを開催し、若者の地元就職の促進に取り組んだ。

分野別に見ると、クリエイティブ関連人材については、ゲーム産業の分野において、インターンシップの実施により、3 年間（令和 4～6 年度）で 99 名の受入れを行った。

観光分野においては、宿泊業界の人材不足に対応するため、宿泊事業者と求職者をマッチングする合同就職説明会を実施し、初年度の令和 5 年度は 126 名の求職者が参加、うち 11 名が採用となり、2 年目となる令和 6 年度の説明会には 205 名の参加があった。

介護分野においては、介護職員初任者研修を無料で開催し、令和 5 年度は、72 名が受講するなど、「参入促進」「労働環境・処遇の改善」「資質の向上」に総合的に取り組んだ。

外国人留学生においては、福岡での就職を希望する留学生と、優秀な留学生の受け入れを希望する地元企業とのマッチングを行うインターンシップ事業を実施し、留学生の福岡市への定着に取り組んだ。

高齢者雇用の分野においては、事業者訪問等を行い、高齢者雇用に関する課題を解消する方策などを提案することや、解決するためのコンサルティングを実施するとともに、働きたい高齢者に対し、就業セミナーやインターンシップを実施したほか、区役所、福岡 100 プラザなどに設置する「シニアお仕事ステーション」で求人企業等の情報を提供し、企業と高齢者のマッチングを行った。また、50 代からのセカンドキャリアに向けた支援を行った。

障がい者雇用の分野においては、障がい者の企業等への就労や職場定着を支援するため、「障がい者就労支援センター」を中心に、障がい者一人ひとりの特性に応じた就労支援を実施するとともに、障がい者雇用に関する企業セミナーの開催や、企業訪問による実習先の開拓、サポートデスクにおける相談・助言等を実施し、企業の障がい者雇用に対する支援を行った。

女性人材の確保の点では、企業における女性活躍への取組みの「見える化」の推進や、健康課題等と仕事の両立に向けた企業への啓発・支援、ワーク・ライフ・バランスの推進等に関する企業向けの講演会等を開催した。

▶ 残された課題

業種や職種により差があるものの、企業の認知度が低く、自社の魅力を再発見・創出・発信できる人材が不足している。あわせて、福岡都市圏の学生に対し、仕事のやりがいや職場環境など地場企業の魅力を発信する取組みについても、継続して取り組んでいく必要がある。

クリエイティブ関連産業においては、県内に大学、専門学校等が多くあるものの、卒業後に人材が市外流出している。

観光分野においては、宿泊業界の人材不足の割合が高いほか、企業の中核を担う人材が不足している。

介護分野においては、求職者の裾野の拡大や介護職員の定着促進、外国人介護人材の受入支援が課題であり、高齢者雇用の分野においては、働きたい高齢者と求人企業 mismatches が課題である。

外国人留学生において、福岡での就職を希望する留学生は多いが、就職に関する学生の認識の不足や、留学生を受け入れる地元企業が限られていることなどから、十分な定着に至っていない。

障がい者雇用の分野においては、法定雇用率の引き上げにより、障がい者雇用のニーズが見込まれるため、より一層の支援が必要である。

女性人材の確保の点では、働く場における男女間の不平等の解消や、多様で柔軟な働き方の普及促進に向けた支援を行う必要がある。

▶ 今後の方向性

企業の認知度向上や人材確保・定着に資する事業（奨学金返還支援や人事担当者等を対象とした支援プログラムなど）を行い、本市の強みである多数の新卒者、各地の転職希望者、育児などでの離職者の再就職希望者等、多様な人材が働きやすい職場づくりに関する取組みへの支援を行う。

クリエイティブ関連人材については、多様化するオフィスニーズに合わせた柔軟な誘致活動により、魅力ある企業を誘致することで IT・クリエイティブ人材の定着を図り、また、クリエイティブ関連企業とクリエイター間の交流を通して、人材の流出を防ぐ取組みを行う。

情報関連産業分野においては、IT エンジニアの慢性的な人材不足に対応するため、市内 IT 企業に海外の高度 IT 人材の採用支援を行う。

観光分野においては、引き続き宿泊業界向けの合同就職説明会を実施し、国内だけでなく留学生等の外国人材の採用推進にも取り組むほか、中核人材育成に向けた研修プログラムの提供等により、人材確保や育成の支援を行う。

介護分野においては、介護職員初任者研修を無償で開催し、研修修了者と事業所のマッチングなどの取組みを実施する。また、関係団体との一体的な魅力発信や経営力強化のためのコンサルタント派遣、海外から介護人材を確保するための拠点を開設するなど、外国人介護人材を継続的に受け入れるための仕組みづくりに取り組む。

外国人留学生においては、引き続きインターンシップ事業を実施するとともに、留学生への日本における就職活動に関する情報提供や、地元企業への「外国人雇用に関する制度」等の周知、留学生と地元企業の交流促進などにより、留学生の福岡市への定着を図っていく。

高齢者雇用の分野においては、引き続き企業向けのセミナー、コンサルタント派遣等を実施し高齢者雇用に向けた支援を行う。また、シニアお仕事ステーションでの情報発信や高齢者向けのセミナー、インターンシップを通じて働きたい高齢者の支援を行い、企業と高齢者のマッチングを行うとともに、セカンドキャリアへの支援を行う。

障がい者雇用の分野においては、引き続き、障がい者就労支援センターを中心に、障がい者やその家族への個別支援や、就労移行支援事業所等への支援、民間企業への啓発・助言などにより、障がい者の企業等への就労や職場定着に向けた支援を行っていく。

女性人材においては、ダイバーシティ&インクルージョン^{*2}の考え方を組織において広く浸透させ、女性をはじめとした多様な人材が能力を発揮できる社会となるとともに、男女ともにワーク・ライフ・バランスを実現できるよう、多様で柔軟な働き方の普及を促進するために啓発や支援を進める。

※1 福岡未来創造プラットフォーム：複数の大学・自治体・産業界の資源を結集させて、福岡における高等教育および地域全体の活性化を実現することを目的として、設立したもの

※2 ダイバーシティ&インクルージョン：ダイバーシティ (diversity) は多様性、インクルージョン (inclusion) は包摂性。多様性を認め合い、誰もが自分らしくいられること

② 人材育成への支援

▶ 取組みの成果



地場企業の社員育成を促進するため、新入社員向け研修等を実施するとともに、福岡未来創造プラットフォームにおいて、リカレント教育^{*1}を実施した。

分野別に見ると、創業の分野では、平成 26 年度からスタートアップカフェにおいて創業相談（累計 28,143 件）を実施し、令和 5 年度には急成長を目指すスタートアップの成長支援プログラム（起業支援プログラム参加：142 名、成長支援プログラム参加：8 社）を実施した。

クリエイティブ事業の分野では、ゲーム、映像、ファッション、音楽、デザインなどのクリエイティブ関連産業の更なる振興を図るため、産学官で構成される各種関係団体と連携し、インターンシップ、セミナー等のクリエイティブ人材育成事業を実施した。

また、IT 人材の育成という点においては、AI^{*2}開発者向けの研修（令和 2～4 年度の修了者数 297 名）やセミナーを開催した。

さらに、女性人材の育成においては、女性のキャリア形成やスキルアップ等を目的とした講座を開催したほか、男性の育児休業取得促進・意識啓発を行った。

▶ 残された課題

中小企業において「マネジメント能力・リーダーシップ」「チームワーク、協調性・周囲との協働能力」などの普遍的スキルの向上が求められているが、そもそも人材を育成するにあたり、「時間が無い」「経費がない」ことが支障となっている。人材育成の「時間」と「経費」を生み出すには IT・デジタル技術を活用して業務の効率化を図ることが必要であるが、IT・デジタル技術の導入に取り組む市内中小企業は着実に増加している一方、IT・デジタル技術の導入に取り組んでいない、または、初歩的な取組みに留まっている市内中小企業が半数以上と、デジタル化の進捗状況に格差が生じている。また、IT・デジタル技術を導入し使いこなせる人材の育成も重要な課題となっている。

創業の分野では、CFO^{*3}やエンジニア^{*4}等の専門的な知識や経験、スキルを持つような人材の育成が課題とされ、クリエイティブ事業の分野では、コンテスト等の実施による露出の場及び若手クリエイター向けの現場経験の機会が不足しており、IT 企業では企業の DX 化の進展により、AI 等先端 IT エンジニアが慢性的に不足しており、人材育成・確保が課題となっている。

女性人材の育成においては、結婚・出産を機に仕事を中断し、その後、非正規で就労する女性が多い。また、企業における女性管理職比率の向上を図る必要がある。

▶ 今後の方向性

中小企業の人材育成の「時間」と「経費」を生み出すため、IT・デジタル技術を活用した業務効率化を図るとともに、中小企業のIT・デジタル技術を導入し使いこなせる人材の育成を支援する。

スタートアップ事業の分野においては、引き続き創業相談や育成プログラム等を実施し、CFO等の専門的な知識や経験、スキルを持つような人材を育成し、スタートアップ企業とのマッチングを推進する必要がある。

また、クリエイティブ事業の分野では、産学官で構成される各種関係団体と連携し、インターンシップ、セミナー等といった現場経験を通じた人材育成に引き続き取り組む。

IT人材育成の分野では、エンジニアの交流拠点「エンジニアカフェ^{※5}」においてAI等先端IT技術に関するセミナーを行うとともに、デジタル人材育成プログラム「データエンジニア・カタパルト」(プログラミングを頑張っている福岡の学生の学びを支援し、本格的なエンジニアを育成するプロジェクト)等、地場企業の協力を得て、地元の学生等を対象に人材育成を実施する。

さらに、働きたい女性がライフステージ等に応じて、多様な働き方ができるよう、関係機関と連携し就業や再就職の支援を行うとともに、企業における女性管理職比率向上に向けた取組みを実施する。

※1 リカレント教育 : 学校教育からいったん離れたあとも、それぞれのタイミングで学び直し、仕事で求められる能力を磨き続けていく社会人の学び

※2 AI : 人工知能を意味し、人間の言葉の理解や認識、推論などの知的行動をコンピュータに行わせる技術のこと (Artificial Intelligence の略)

※3 CFO : 企業の最高財務責任者 (Chief Financial Officer の略)

※4 エンジニア : 工学や情報技術の知識・スキルを用いてシステムやソフトウェアの開発・設計などを担う技術者の総称

※5 エンジニアカフェ : エンジニアスキルの幅を広げることができるよう個別相談やイベント等を通してエンジニアの育成・成長・交流等をサポートする施設

③ 生産性向上への支援

▶ 取組みの成果

デジタル化の重要性をテーマとした講演や IT コーディネータ等の専門家派遣により、経営層のデジタル化に対する意識改革や企業間取引のデジタル化が進んだ。

また、市内の中小企業等が DX 推進企業（中小企業等の DX 化を推進する技術やサービスを持つ企業）の技術・サービスを活用して進める DX 化の取組みに対し、必要な経費の一部を補助するとともに、採択事業を DX 化モデルケースとして情報発信することで、広く市内中小企業の DX 化促進を図った。

さらに、共助型のコミュニティを形成、事例発表交流会やアドバイザー派遣、伴走支援を実施することで、中小企業の DX 推進を図った。

中小企業等経営強化法に基づく「先端設備等導入計画認定」については、要件を満たす設備投資について認定し、中小企業・小規模事業者の労働生産性の向上に取り組んだ。

▶ 残された課題

人口減少社会で現状を維持・発展させるには労働生産性の向上は不可欠であり、それを実現可能とする IT・デジタル技術の導入に取り組む市内中小企業は着実に増加している一方、IT・デジタル技術の導入に取り組んでいない、または、初歩的な取組みに留まっている市内中小企業が半数以上と、デジタル化の進捗状況に格差が生じており、生産性向上への取組み余地がある。

DX においては、進め方や DX サービスの内容、得られる効果が分かりづらいことに加え、コロナ下における設備投資への不安が、DX 推進の足かせとなっている。

共助型コミュニティである福岡 DX コミュニティ[※]の会員数は着実に増加し、DX への意識も高まっており、すでに一部の企業では DX を積極的に推進する動きも見られるが、全体としてはまだ少数にとどまっている。

「先端設備等導入計画認定」については、物価高騰等に伴う資金不足等から申請が減少傾向にあるため、広報周知を図っていく必要がある。

▶ 今後の方向性

デジタルツールの導入・活用をはじめとした業務効率化を支援することで、中小企業の生産性向上を支援する。

より多くの企業が DX に取り組めるようにするため、共助型コミュニティの一層の活性化に取り組み、事例発表交流会やアドバイザー派遣、伴走支援を実施することで、中小企業の DX を推進する。

「先端設備等導入計画認定」については、コスト削減や生産性向上といった「コスト上昇への対応」として中小企業の前向きな投資や賃上げを後押しするため、ホームページや市政だより等で制度の周知を図っていく。

※ 福岡 DX コミュニティ：地域の中小企業（ユーザー企業）とソリューション提供企業（IT 企業）が有機的に連携し、自発的かつ持続的に互いの DX を支援し合い、デジタル技術の活用によって生産性の向上、経営基盤の強化等を行っていくコミュニティ

④ 事業再構築への支援

▶ 取組みの成果

営業手法の事業再構築を支援するため、デジタルツールを活用した営業をテーマとしたセミナーを開催したほか、販路拡大におけるデジタルツールの活用を支援した。また、経営相談窓口で専門の相談員が経営の状況や相談の内容などを聞き、必要に応じアドバイスを行い、原材料高騰などの影響を受けた事業者への対応として拡充した福岡商工会議所との共同相談窓口において、各種補助金（事業再構築補助金を含む）の相談に対応した。

▶ 残された課題

中小企業の事業継続や成長のためには、社会・顧客の変化に対応し、新分野展開、業態転換、事業・業種転換、事業再編などの思い切った事業再構築を検討する必要があるが、人手不足などの影響で事業再構築を検討する余裕がない。

▶ 今後の方向性

人手不足に対応するため、デジタルの導入・活用等による事業再構築に向けて、適切な手法やプランニング等を支援する。また、引き続き、経営相談窓口において、専門の相談員が経営状況や相談の内容に応じたアドバイスを行う。

⑤ 事業の承継

▶ 取組みの成果

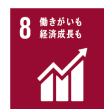
本市が設置する経営相談窓口に事業承継に関する相談があった際に、福岡県事業承継・引継ぎ支援センターを紹介しているほか、受注促進相談員による企業訪問時に相談があった場合は診断シートを配布し、福岡県事業承継・引継ぎ支援センターを紹介するなど、周知・広報に努めた。

▶ 残された課題

国内中小企業の経営者の5割超が60歳以上と高齢化が進んでおり、経営者の事業承継・廃業の予定年齢は4割以上の経営者が65歳から75歳未満の間に予定していると言われていたため、事業承継が必要となる企業は相当程度存在している。

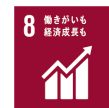
▶ 今後の方向性

経営相談窓口などで事業承継に関する相談に対応するとともに、必要に応じて、福岡県事業承継・引継ぎ支援センターを紹介するなど、事業承継に向けた取組みを支援する。また、事業の承継を円滑に行うためには、早い段階からの計画的な取組みが必要であり、金融機関や士業団体などの支援機関と相互連携し、事業承継の機運醸成を行うとともに、円滑な事業承継を支援する。



(2) 経営基盤の強化と持続的発展

① 経営に関する相談・助言



▶ 取組みの成果

商工会議所と共同で設置・運営する経営相談窓口における、経営課題や取引適正化などの相談に加え、市の各種相談窓口においてセーフティネット保証の認定や資金繰りの相談に対応するなど、コロナ下の期間を含む令和2～5年度にあっては、累計約5万7千件もの相談に対応した。

▶ 残された課題

物価高や人手不足など、中小企業・小規模事業者の経営環境が厳しい状況にあることを踏まえ、経営相談・診断助言等により、経営の安定を図る必要がある。

また、中小企業における取引環境の整備に向けて、「パートナーシップ構築宣言」^{※1}をはじめとした取引適正化に資する国や県の施策等の周知に取り組んでいく必要がある。

▶ 今後の方向性

市内中小企業・小規模事業者のニーズの把握や市の支援施策の周知に努めるとともに、商工会議所と連携して経営課題の解決に向けた取組みを支援する。

また、経営改善計画の策定が困難な事業者や資金繰りに窮する事業者については、抜本的な再生支援のため、福岡県中小企業活性化協議会^{※2}につなぐなど、事業者の状況に適した支援を実施する。

取引適正化については、「パートナーシップ構築宣言」、「下請けGメン」^{※3}をはじめとする国や県の施策等の周知に取り組む。

※1 パートナーシップ構築宣言 : 事業者が、サプライチェーン（製品の原材料・部品の調達から販売に至るまでの一連の流れ）全体の付加価値の向上、大企業と中小企業の共存共栄を目指し、「発注者」側の立場から、「代表権のある者の名前」で宣言するもの

※2 中小企業活性化協議会 : 47都道府県に設置されている中小企業の経営改善・事業再生に向けた取組みを支援する「国の公的機関」

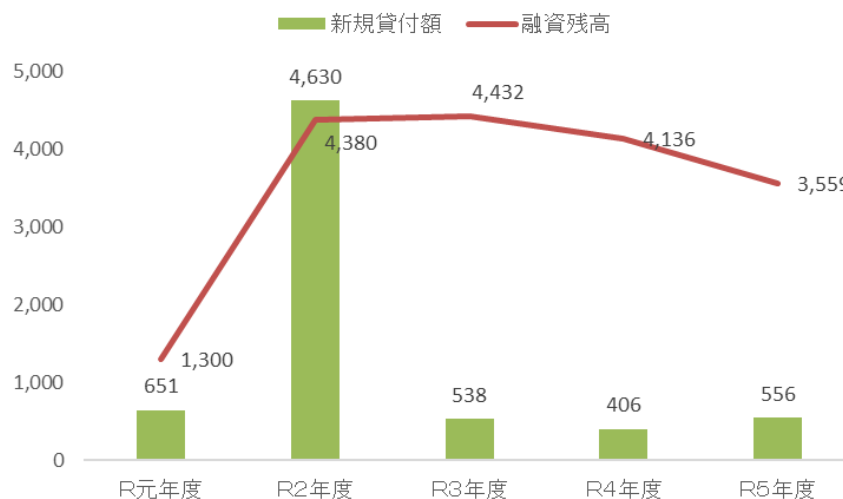
※3 下請けGメン : 下請中小企業を訪問し、下請中小企業の主な取引先との取引の状況や下請け取引上の課題、お困りごとについてヒアリングを行う専門調査員

② 資金の供給の円滑化

▶ 取組みの成果

中小企業・小規模事業者の資金需要に対応できるよう十分な商工金融資金の融資枠を確保するとともに、創業支援資金や経営安定化特別資金の拡充（メニュー創設や保証料補助）などの制度改正により制度の充実に努めた。また、商工金融資金※における融資残高は、コロナ下の令和2年度末で約4,380億円となっており、市内中小企業・小規模事業者の経営を下支えする上で大きな役割を果たした。（図22）

（図22）商工金融資金の融資残高の推移（福岡市調べ）



▶ 残された課題

物価高や人手不足等の影響により、中小企業・小規模事業者の経営環境は厳しい状況にあり、資金繰りの状況や今後の経済情勢の変化を踏まえた、事業者のニーズに対応した支援が必要である。

▶ 今後の方向性

市内中小企業・小規模事業者の経営の安定を図り、持続的発展に向けた取組みを支援するため、十分な融資枠を確保するとともに、事業者のニーズに対応した支援に努める。

また、金融機関などへは、返済が困難となる事業者に対して、個々の事情に即した弾力的な運用を行うように要請を行っていく。

※ 商工金融資金：事業を営む中小企業の方々や開業を計画している方が必要な事業資金を長期・低利で利用できる資金のこと

③ 販路開拓の促進

▶ 取組みの成果

地場中小企業の優れた新製品・新サービスを本市が累計 21 製品の認定（令和 4～6 年の第 2 期）を行い、展示会への出展等の広報支援、庁内利用の推進などを行う「福岡市トライアル優良商品認定事業」により、販路開拓の支援に取り組んだ。また、地場中小企業と首都圏等の企業との業種別商談会を開催した。

▶ 残された課題

中小企業の商品・サービスも多様化しており、従来の展示会への出展を中心とした方法では販路開拓支援が難しい場合もあることから、広報の拡充が必要である。また、地域経済の振興を図るためには、首都圏・近畿圏などの大都市圏に向けた販路拡大が必要である。

▶ 今後の方向性

優れた新製品・新サービスについて、本市が優良商品として認定し、積極的に PR することで販路開拓を支援する。また、地場中小企業の新たな取引先の開拓を支援するため、専門員を配置し、地場中小企業に対する情報収集や、市内外の発注企業に対する地場中小企業の有する技術力等の情報提供を行うとともに、他都市や関係機関などと連携して商談会開催や展示会への共同出展などにより販路拡大を支援する。

④ その他の経営支援

▶ 取組みの成果

経営相談、融資等をはじめとした中小企業の支援施策の実施拠点として、中小企業サポートセンターの運営・管理を行った。

また、「福岡市中小企振興に関するアンケート調査」（年 1 回）を行い、中小企業の現状と支援ニーズの把握に努めた。

▶ 残された課題

コロナによる社会経済活動の変化に加え、SDGs（9 頁）の達成や脱炭素社会の実現、昨今の自然災害の激甚化など、中小企業を取り巻く環境は大きく変化しており、企業が抱える課題や支援ニーズを適切に把握したうえで、企業の前向きな取組みを支援していく必要がある。

▶ 今後の方向性

中小企業サポートセンターの運営、中小企業の組織化や労働生産性の向上への支援等を行う。

また、昨今の激甚化している自然災害等の不測の緊急事態に備え、商工会議所や商工会などの支援機関と連携し、中小企業の BCP*策定支援等に取り組む。

施策の実施にあたっては、中小企業へのアンケート調査により、支援ニーズの適切な把握に努めるとともに、中小企業振興審議会での中小企業関係者等の意見を施策に反映することで、より効果的な施策展開に繋げていく。

※ BCP：企業が自然災害、大火災、テロ攻撃などの緊急事態に遭遇した場合において、事業資産の損害を最小限にとどめつつ、中核となる事業の継続あるいは早期復旧を可能とするために、平常時に行うべき活動や緊急時における事業継続のための方法、手段などを取り決めておく計画

（Business Continuity Plan の略）

⑤ 商店街の振興

▶ 取組みの成果

やる気を持ってチャレンジする商店街を重点的に支援し、毎年 100 を超える商店街に対し、商店街の規模やタイプに応じた選択可能な支援を実施するなど、新たなチャレンジの取組みを支援した。

また、商店街における人材育成の点では、商店街の次世代を担う人材としてスキルアップを図りたい方を対象に商店街について議論する研究会を実施し、3年間（令和4～6年度）で延べ62名が参加するなど、商店街組織の人材育成に向けた取組みを実施した。

▶ 残された課題

各商店街が、自らの特性（強みや特徴、魅力）を踏まえたビジョン等を持ち、活性化に向けた活動をできていない。

引き続き、次世代を担う若手の不在や世代間連携など、人材面に課題がある。

▶ 今後の方向性

個々の商店街の特性と課題に応じて抜本的な魅力の向上を支援するとともに、観光施設や観光事業者と連携して観光客の来街を促進することで、商店街の特性に応じた継続的なにぎわい創出の支援を実施していく。

さらに、次世代の担い手としてスキルアップを目指す商店街関係者などを募り、専門家を招いた勉強会を開催し、商店街の課題解決に向けたチャレンジを支援することで、担い手の育成を図り、人材面の課題解決につなげる。

⑥ 伝統産業・技能の振興

▶ 取組みの成果

本市ゆかりの伝統工芸品の認知度向上、販路拡大を図るため、はかた伝統工芸館や首都圏等においてPRを実施した。

また、博多織・博多人形の後継者育成事業への支援や、技能職者の地位向上、後継者発掘に努めた。

▶ 残された課題

博多織や博多人形などの伝統産業は、数百年に渡り受け継がれ、地域経済の発展に貢献してきた産業であるが、生活様式の変化による需要の低迷や企業の零細性など厳しい状況にあり、年々生産数が減少している。

また、伝統産業、技能職ともに、後継者の確保が課題である。

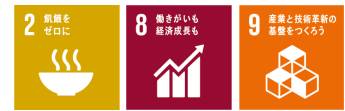
▶ 今後の方向性

はかた伝統工芸館の博多旧市街エリアへの仮移転を機に、伝統工芸の体験機能を強化し、国内外の観光客向けの魅力向上を図るとともに、首都圏における本市ゆかりの伝統工芸品のPRのほか、引き続き、博多織・博多人形等の後継者育成事業を支援する。

また、市民生活の向上に功績のあった技能職者の表彰や、小学生を対象としたものづくり体験事業、博多マイスター（市民に対する技能伝承活動に積極的で、優れた能力を有する技能職者）による伝承活動、ホームページやSNSを活用した広報等により、技能職者の後継者発掘に努める。



⑦ 農林水産品などの地域資源や特産品に係る地場産業の振興



▶ 取組みの成果

ふくおかさん家のうまかもん（市内産農林水産物及びその加工食品等）を取り扱う事業者を優先利用事業者として認定し、専用ホームページやイベント等で認定店を通じたPRを行ったほか、市内産農水産物を使用した新たな加工品の開発や販売促進など、市内産農水産物のブランド化に取り組む農漁業者等に対して支援を行った。

▶ 残された課題

依然として市内産農水産物及びその加工食品等に対する市民の関心を高める必要性があり、さらなる情報発信に取り組むとともに、販路拡大に向けた支援が必要である。

▶ 今後の方向性

ふくおかさん家のうまかもんについて、取り扱い事業者、生産者等の情報やイベントと連携した取組みなどをホームページやSNSにおいて発信するとともに、新たな層に向けた情報発信の強化や、市内産農水産物を使用した加工品の開発や付加価値向上、販路拡大の取組みを関係機関と連携して支援し、消費拡大を図る。

⑧ 地域と中小企業との連携



▶ 取組みの成果

香椎駅周辺地区や志賀島では、地域や関係団体等と連携し、賑わいのあるまちづくりを推進するため、地域の特性を生かしたイベント実施や魅力ある情報を発信するなど地域活性化につながる取組みを行った。（東区）

親不孝通りエリアでは、地域と商店会が連携したイベントの実施など地域の活性化につながる取組みを行った。（中央区）

区内の企業や大学が持つ専門性やノウハウを生かした市民向け講座を南市民センターで開催するなど、多様な主体による地域貢献活動を支援した。（南区）

「サザエさん通り」を活用したまちづくりを進めるため、地域・企業（地元商店街）・行政が連携し、イベントを実施するなど、地域との共働に向けた取組みを行った。（早良区）

▶ 残された課題

市民の価値観の変化や生活様式の多様化などから、各エリアの実情・ニーズを把握のうえ、既存の取組みだけではなく、ソフト面での取組みを、地域・企業（地元商店街）・行政等が連携して実施する必要がある。

▶ 今後の方向性

地域密着型の中小企業（商店街）は、地域住民の日常生活を支える商品及びサービスの提供、地域特性を活かした事業を行っており、その活動を通じて、地域コミュニティのニーズや課題への対応をはじめ、防災や災害対応などにも寄与している。そのような活動を通して、地域との交流が深まり、信頼感が生まれることで、地域全体が多世代間のコミュニケーションを取れるような共創の地域づくりの実現も期待できることから、地域との連携に向けた取組みを支援する。

⑨ 公共事業などの受注機会の確保

▶ 取組みの成果

地場企業への優先発注を基本とし、分離分割発注^{※1}の推進等による受注機会の確保に取り組んだ。
また、指定管理者^{※2}の募集や選定について、地場企業優遇の応募要件や評価項目を設定し、選定機会の増大を図った。(R6. 4. 1 時点調査：367 施設)

さらに、公共工事については、令和元年度に改正された「公共工事の品質確保の促進に関する法律」において、施工時期の平準化が発注者の責務とされたことから、予算の繰越時期を2月から12月に前倒すとともに、債務負担行為^{※3}の活用等を行うことで、年間を通じた施工時期の平準化に取り組んだ。

また、発注にあたっては、資材価格の調査頻度を高め、直近の実勢価格を予定価格に反映するとともに、契約期間中に資材価格等が一定程度変動した場合は、スライド条項^{※4}に基づく、契約金額の見直しを行うこととしている。

▶ 残された課題

繁忙期である年度後半の稼働工事が依然として多いため、これを減少させて、閑散期である4～6月の稼働工事が増えるよう、更なる施工時期の平準化に努めていく必要がある。

▶ 今後の方向性

地場企業への優先発注及び受注機会の確保に引き続き取り組むとともに、公共工事の施工時期の平準化を推進するなど、地場企業の育成、振興を図っていく。

また、公共工事の発注においては、引き続き適正な予定価格の設定に努めていく。

- ※1 分離分割発注：地場中小企業者の受注機会の増大を図るため、可能な限り業種ごとに分離して発注することや、適切な規模に分割して発注すること
- ※2 指定管理者：公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認められるときは、法人その他の団体で、公の施設の管理を行わせることができる本市が指定する団体のこと
- ※3 債務負担行為：工期が複数年度にわたる工事において、予算上将来の支出を約束する行為のこと
次年度以降に経費の支出（＝債務）が必要な契約を締結するときに行うもの
- ※4 スライド条項：工事の契約締結後に賃金水準や物価水準が変動により請負代金額が不相当となった場合、請負代金額の変更を請求することができる規定

(3) 新しい価値・ビジネスの創出

① スタートアップへの支援

▶ 取組みの成果

官民共働型のスタートアップ支援施設 Fukuoka Growth Next^{※1}を平成 29 年 4 月に開設し、Fukuoka Growth Next が支援した企業の資金調達実績が約 490 億円（令和 6 年 12 月末時点）にのぼるなど、国内外からの注目を得た。

また、内閣府の「世界に伍するスタートアップ・エコシステム^{※2}拠点都市形成戦略」において、令和 2 年 7 月に「グローバル拠点都市」に選定されるとともに、国家戦略特区^{※3}やグローバル拠点都市^{※4}等の国の施策と、市独自のスタートアップ施策との連動によるスタートアップ支援を確立し、福岡ならではのスタートアップ・エコシステムの構築を推進した。

▶ 残された課題

スタートアップの成長に必要な資金調達や人材確保・販路拡大のための支援が必要であるとともに、成長のロールモデルとなるスタートアップの輩出に向け、IPO（新規株式公開）や M&A（企業の合併・買収）を含めた企業の成長戦略を後押しすることが求められる。

▶ 今後の方向性

本市の施策に加えて、国の施策や規制改革などを一体的に活用しながら、創業検討期、立ち上げ期、成長期の各段階に応じて、資金調達や人材確保、販路拡大などの支援を充実・強化していく。

特に、福岡の経済を牽引するスタートアップ企業やソーシャルスタートアップ^{※5}の創出に向け、スタートアップ支援事業者や投資家等と連携し、IPO や M&A を含めた企業の成長戦略を後押しする。

※1 Fukuoka Growth Next : 「グローバル創業・雇用創出特区」である福岡市の強力な支援と民間企業の連携により、創業を志す方のサポート、そして創業後もスタートアップに対して集中的な支援を行い、福岡を代表するロールモデルとなる企業の創出を目指す施設

※2 スタートアップ・エコシステム : 地方自治体、大学、民間組織等が一定のエリアに集積し、スタートアップの創出・成長やイノベーションによる社会課題の解決を推進するエコシステム

※3 国家戦略特区 : 世界で一番ビジネスをしやすい環境を作ることを目的に、地域や分野を限定し、大胆な規制・制度の緩和や税制面の優遇を行う規制改革制度で、本市は平成 26 年 5 月に「グローバル創業・雇用創出特区」に選ばれたもの

※4 グローバル拠点都市 : 内閣府が、優れた人材、研究開発力、企業活動、資金等を生かした世界に伍する日本型のスタートアップ・エコシステムの拠点形成と発展を目指し、地方自治体、大学、民間組織等がスタートアップ・エコシステムの形成に取り組む拠点形成計画を認定し、当該拠点都市（グローバル拠点都市等）に対して政府、民間サポーターによる支援を実施するもの

※5 ソーシャルスタートアップ : 人々の持続的でよりよい生活の実現に向けて、社会や地域の課題解決をビジネスと両立しながら取り組むスタートアップのこと

② 新商品・新サービスの開発、技術革新、事業化の促進

▶ 取組みの成果



産学連携により研究開発を行う企業等にレンタルラボ^{※1}・レンタルオフィスを提供するとともに、共用の分析機器等を活用し、産学連携による共同研究・開発を促進した結果、令和5年度末時点で、九州大学発スタートアップ企業5社が入居するに至った。

エンジニアカフェにおいて、相談対応（令和元～5年度までの相談件数 1,806 件）やコミュニティ支援、イベント等を実施し、エンジニアの成長を支援した。また、本市のエンジニアコミュニティ文化の発展に貢献する取組等を行う者を表彰する「エンジニアフレンドリーシティ福岡アワード（令和元～5年度で企業部門延べ18社、コミュニティ部門延べ15団体）」を実施した。さらに令和4年度から開発コンテスト「Engineer Driven Day」を実施し、エンジニア人材の育成・発掘を行った。また、令和5年度には日本全国で初めてエンジニアビザ^{※2}制度の運用を開始し、外国人エンジニアの集積に取り組んだ。

公民連携ワンストップ窓口「mirai@」（ミライアット）^{※3}を通して、AI や IoT などの先端技術等を活用した実証実験や共働事業などの民間提案の支援により、社会実装を促進し、社会課題の解決や行政サービスの高質化・効率化に取り組んだ。（令和5年度の提案実現・採択件数：18件）

▶ 残された課題

産学連携の推進に資する大学の研究成果に対して、事業化検証^{※4}や社会実装に向けた資金及びノウハウの供給が十分ではない。

慢性的にエンジニア人材が不足しているため、国内のエンジニアだけでなく、海外のエンジニアにもエンジニアフレンドリーシティ福岡を PR することで、より多くのエンジニアが本市に集積し、活躍する流れを作っていく必要がある。

▶ 今後の方向性

産学連携交流センターのレンタルラボ・レンタルオフィスを、産学連携により研究開発を行う企業等に提供するとともに、九州大学の有望な研究成果に対し、事業化検証や社会実装に向けた資金及びノウハウを供給することで、成長性の高い研究開発型スタートアップの持続的な創出等を支援する。

また、「エンジニアカフェ」を中心に、新サービスや新製品の創出支援を行うとともに、新たなコミュニティの組成や交流等を促し、ネットワークづくりやコミュニケーションをより活性化させることで、エンジニアが学び、成長し、活躍できる機会を増やすなど、環境の充実を図る。

さらに、エンジニア関連のイベントへの出展や、海外の関係機関や団体等とのネットワーキングを行うなど、エンジニアビザ制度を活用しながら国内外に向けた PR を強化するとともに、市内 IT 企業に海外の高度 IT 人材の採用支援を行う。

※1 レンタルラボ：賃貸オフィスのように専用の実験室を借りて、企業や研究者が入居する施設

※2 エンジニアビザ：外国人エンジニアの在留資格である「技術・人文知識・国際業務」の在留資格審査期間の短縮・明確化を図る国家戦略特区を活用した制度

※3 mirai@（ミライアット）：事業者と本市をつなぐワンストップ窓口で、公民連携のハブとして関係部局等と連携し、提案受付から提案実現まで一貫したサポートを行うもの

※4 事業化検証：市場性の調査等を行うことで、研究成果が事業として実現可能か検証を行うこと

③ 海外市場への事業展開、海外需要の取込み



▶ 取組みの成果

海外市場への販路拡大や、外国企業とのビジネス連携を支援するため、地場中小企業に対してセミナーや商談会の開催などの経済交流事業を実施し、2年間（令和4～5年度）で延べ1,663件の商談に繋がった。

また、ベトナムで開催された水と環境分野の国際展示会に、環境分野の地場中小企業累計10社（令和5～6年度）と共同出展を行い、現地企業とのビジネスマッチングの機会を創出したほか、地場中小企業による国際協力機構（JICA）^{※1}や国等の海外進出支援事業の獲得に向けて、2年間で計8社（令和5～6年度）の応募を支援した。

▶ 残された課題

食関連産業の海外展開においては、福岡・九州の食のブランド化が引き続き必要であるとともに、海外規制に関する学びの場や輸出手続き等の支援が求められている。また、越境EC^{※2}市場が拡大する中、海外市場へのマーケティング^{※3}や海外配送などのノウハウ不足が課題である。

環境関連産業の海外展開においては、一般的に製品単価が高い等により成約までに時間を要するうえ、知財対策や契約、輸出入手続きなど検討すべき事項が多いため、高い専門性を有する外部の支援機関とも連携した継続的かつ複合的な支援が求められている。

▶ 今後の方向性

食関連産業を中心に、販路拡大のアプローチを充実・強化するよう、国内外での展示会・商談会などへの参加を支援する。福岡貿易会^{※4}や日本貿易振興機構（ジェトロ）^{※5}などの貿易支援機関を活用した海外展開やオンラインの活用による販売の促進などを支援する。

環境関連をはじめとしたインフラ関連産業については、地場中小企業の意向も踏まえ共同出展を行う展示会の多様化を検討するほか、国際協力機構（JICA）や国等との更なる連携強化の下、関係局が実施する国際貢献の取組みとも連携した支援に取り組んでいく。

※1 国際協力機構（JICA）： 開発途上国への国際協力を行う日本の政府開発援助（ODA）を一元的に行う実施機関

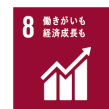
※2 EC： 電子商取引（Electronic Commerce の略）

※3 マーケティング： 顧客や社会と共に価値を創造し、その価値を広く浸透させることによって、ステークホルダーとの関係性を醸成し、より豊かで持続可能な社会を実現するための構想でありプロセス

※4 福岡貿易会： 本市及び周辺経済圏の貿易関連企業により設立された、アジアを中心対象に貿易振興のための事業に取り組む公益社団法人

※5 日本貿易振興機構（ジェトロ）： 日本企業や日本経済の発展を目指し、国内外の事務所や協力機関とのネットワークを活用し、中小企業を中心とした日本企業の海外展開の支援、外国企業の日本への誘致、開発途上国との貿易取引拡大、国際ビジネス情報の調査・研究を実施している独立行政法人

④ 知識創造型産業などの次世代を担う産業の振興



▶ 取組みの成果

本市のクリエイティブ関連産業事業所は増加傾向にあり、その増加数は政令指定都市で第1位、従業員の増加率も同第1位となった。(H24～R3 ※R3が最新値) 令和3年から令和5年の期間においては、ゲーム関連産業の企業数は3社増え、従業者数は300人以上増えている。(表4)

(表4) ゲーム関連産業の事業所数・従業者数(福岡市調べ)

	R3年度	R4年度	R5年度
事業所数	34社	36社	37社
従業者数	2,294人	2,326人	2,622人

▶ 残された課題

主に理工系学生の大都市への人材流出を防止するとともに、若手クリエイター育成及びスキルが高い人材の確保が喫緊の課題である。

▶ 今後の方向性

本市は、住みやすい環境に加え、理工系・芸術系の大学及び専門学校といった教育機関の集積によって、優秀な若い人材が輩出される土壌があり、中小企業が多いITやクリエイティブ関連(ゲーム、映像、ファッション、音楽、デザイン等)の企業集積が着実に進展している。

このような地域の特徴を活かし、人材の受け皿となる地場企業の認知度向上の機会確保及びクリエイティブ関連企業とクリエイター間の交流により、新たな価値やビジネスを生み出し、これからの成長をけん引するIT、クリエイティブ分野などの知識創造型産業の振興と集積を図る。

⑤ 脱炭素経営・ビジネスの促進

▶ 取組みの成果

脱炭素経営^{※1}に向けた意識改革や行動変容を促すため、SNS やセミナー等による広報・啓発に取り組むとともに、脱炭素に資する太陽光発電設備の導入、建築物や設備の省エネルギー化への補助事業等を実施している。また、カーボンニュートラルに不可欠となる新技術の社会実装を進めるため、実証事業の支援にも取り組んだ。



▶ 残された課題

国の 2050 年カーボンニュートラル宣言以降、脱炭素化に向けた動きが産業界全体に広がる中、市内の中小企業も、取引先企業や金融機関、消費者などから調達、製造、流通等様々な場面における CO₂ 排出削減に向けた取組みや脱炭素経営への転換が求められている。

また、本市では、「2040 年度 温室効果ガス^{※2}排出量実質ゼロ」に向けたチャレンジを進めているが、この達成に向けて、市域における CO₂ 排出量の約 3 分の 1 を占める業務部門の脱炭素化の取組みがより一層重要となっている。

▶ 今後の方向性

企業が脱炭素に取り組むことは、光熱費・燃料費の低減につながるだけでなく、企業認知度の向上や自社製品の競争力強化、社員のモチベーション向上や人材獲得力の強化など、大きなメリットにつながることを PR する取組みを展開し、脱炭素経営への転換を促していく。

また、拡大する脱炭素市場をビジネスチャンスと捉え、脱炭素経営に取り組む事業者の販路拡大を支援するとともに、サステナブルツーリズム^{※3}に取り組む事業者の支援のほか、脱炭素セミナーの開催、再生可能エネルギー電気の利用や省エネルギーの推進、ウェブ等での情報発信など、事業者向けの支援策に取り組んでいく。

※1 脱炭素経営 : 気候変動対策を自社の経営上の課題と捉え、事業の脱炭素化を図ること

※2 温室効果ガス : 大気中に含まれる CO₂ やメタンなどのガスの総称

※3 サステナブルツーリズム : 旅行者、観光関連産業、自然環境、地域社会の需要を満たしつつ、経済面・社会面・環境面の影響も十分考慮に入れた観光

⑥ 国内外の企業誘致

▶ 取組みの成果

立地交付金や地方拠点強化税制の活用や PR 活動を通して、国内外企業に対する誘致活動を行い、企業立地及び雇用創出に取り組み、「成長分野・本社機能の進出企業数 50 社/年」を平成 25 年度から 11 年連続で達成した。(表 5)

また、産学官が一体となった国際金融機能誘致の推進組織「TEAM FUKUOKA」の一員として、外資系金融機関等を対象としたプロモーション、国際金融に特化したワンストップサポート窓口の運営や地場企業と海外投資家のマッチング事業等を実施した。

さらに令和 6 年 6 月に金融・資産運用特区^{*1}に指定されるなど国際金融機能の強化に取り組んだ。

(表 5) 立地企業数、雇用者数の推移 (福岡市調べ)

	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
事業所数	50 社	64 社	65 社	62 社
従業者数	665 人	2,600 人	2,157 人	651 人

▶ 残された課題

関係機関と連携し、必要に応じて福岡へ進出可能性がある企業等と地場企業とのビジネスマッチング機会を提供する必要がある。

また、法人設立等の手続きが、英語対応していないことや審査に時間がかかるなど、海外企業の迅速な事業開始の妨げになっている。

加えて、IT をはじめとした成長分野など、本市が集積を図る分野・機能については、エンジニアをはじめとした人材が不足している状況である。

▶ 今後の方向性

交付金制度や地方拠点強化税制等の活用、トップセールスによる情報発信、経済団体等との連携強化により、本社機能や外国・外資系企業、知識創造型産業をはじめとする成長性の高い分野の企業誘致を推進する。特に、雇用創出効果の高い本社機能と大規模開発拠点を重点的に誘致し、高付加価値のビジネスや雇用創出につなげる。

また、天神ビッグバン^{*2}等で創出されたオフィス空間への誘致を強化する。

国際金融機能誘致においては、国に対し、必要な要望を行っていくとともに、産学官の推進組織「TEAM FUKUOKA」において重点的に誘致する分野を、「資産運用業」、「フィンテック^{*3}」、「BCP対応業務」と位置づけ、これらの誘致により、グローバルな人材が活躍し、継続的にイノベーションが生まれる国際都市を目指す。

※1 金融・資産運用特区 : 国内・海外の金融・資産運用会社の新規参入や業務拡充を通じて、海外の投資資金も取り込み、スタートアップなどの成長分野へ十分な資金が供給される環境を実現するため、金融庁と意欲ある地域が協働し、関係省庁と連携しつつ、金融・ビジネス・生活環境関連の規制改革や英語対応等の行政サービスの充実など必要な支援を実施し、金融・資産運用サービスの集積・拡充と成長分野の発展を目指すもの

※2 天神ビッグバン : 警固断層のリスクがある中、更新期を迎えたビルが耐震性の高い先進的なビルに建て替わることにより、多くの市民や、働く人・訪れる人の安全・安心につながるもので、さらに都心部の機能を高め、新たな空間や雇用、税収を生み出すプロジェクト

※3 フィンテック : キャッシュレス決済等、ICT 技術を活用した革新的な金融サービス

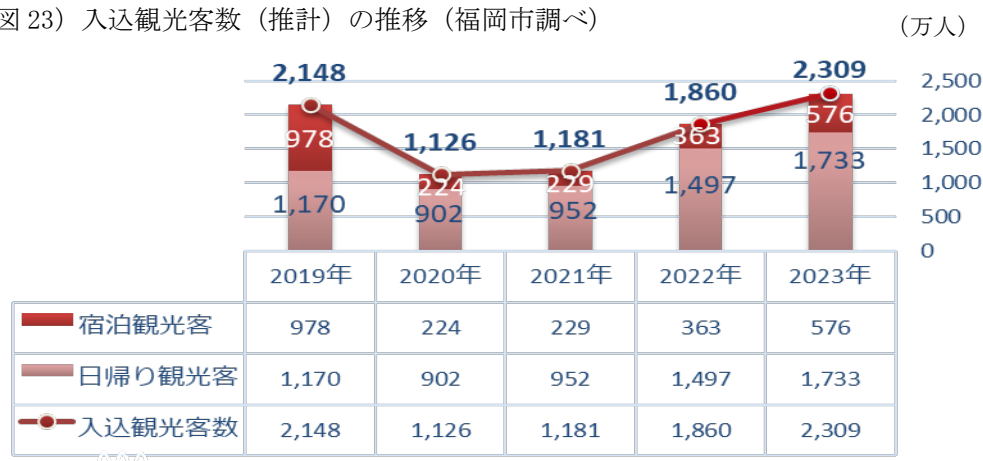
⑦ 観光・MICEの振興

▶ 取組みの成果

令和5年度に本市で世界水泳選手権が開催されたほか、質の高いMICE^{※1}に対する誘致活動により、日本初開催や外国人参加者が多い国際会議、海外インセンティブツアー^{※2}の誘致に成功し、都市としてのプレゼンス^{※3}向上につなげた。また、市内初開催の大規模展示会などにより、ビジネス機会の創出につなげた。

また、コロナ後のインバウンドの本格的な回復にあわせ、福岡空港への直行便がある海外の有力な市場や観光消費額が高いヨーロッパ、アメリカなどの新たな市場に対し、魅力の発信と誘客の促進に取り組んだほか、これまでのMICE誘致により、2023年は2022年に比べ入込観光客は約24%増加、観光消費額は約47%増加となったことに加え、市内宿泊施設の客室稼働率やMICE施設の稼働率もコロナ前と同水準まで回復してきている。（図23、表6、表7）

（図23）入込観光客数（推計）の推移（福岡市調べ）



（表6）市内宿泊施設客室稼働率の推移（福岡市調べ）

	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年
客室稼働率	79.6%	34.8%	33.7%	51.8%	74.2%

（表7）MICE施設稼働率の推移（福岡市調べ）

	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
福岡国際会議場	77.7%	31.8%	43.2%	69.8%	79.1%
マリンメッセ福岡A館	83.3%	14.7%	52.8%	66.1%	98.2%
マリンメッセ福岡B館			38.8%	32.8%	85.4%
福岡国際センター	80.7%	20.3%	40.5%	62.3%	80.9%

▶ 残された課題

地域経済への波及効果を生み出すため、観光客の回遊性や利便性を高めることにより、市内商店街や中小企業においてさらなる観光消費の取込みを図る必要がある。

ヨーロッパやアメリカ、オーストラリアからの来訪者や高付加価値旅行者層の来訪者数が少ないことから、魅力ある観光コンテンツを有する西日本・九州の自治体等とも連携のうえ、戦略的に情報発信やプロモーションを行っていく必要がある。また、MICEにおいては、国際会議の開催件数の早期回復を図るとともに、ハイブリッド開催^{※4}によって減少している外国人の現地参加者の増加を図る必要がある。

▶ 今後の方向性

九州のゲートウェイ都市^{※5}として西日本・九州の自治体等と連携した広域観光を推進するほか、大規模国際会議など都市のプレゼンスの向上に繋がる質の高いMICEの誘致、また、自然や歴史、伝統文化などを活かした地域の魅力向上に取り組み、来訪者の満足度を高めるとともに、市民生活の向上を図る持続可能な観光振興を推進する。

※1 MICE : 企業などの会議 (Meeting)、企業等を行う報奨・研修旅行 (インセンティブ旅行) (Incentive Travel)、国際機関・団体、学会等が行う国際会議 (Convention)、展示会・見本市、イベント (Exhibition/Event) の頭文字をとったもの

※2 インセンティブツアー : 企業が成績優秀者や顧客などを招待する報奨旅行や研修旅行

※3 プレゼンス : 存在感 (presence)

※4 ハイブリッド開催 : オンライン参加と会場などの現地参加を組み合わせたイベントの開催方法

※5 九州のゲートウェイ都市 : 情報発信や域外とのネットワーク機能をもち、多様な都市間の連携の中で、文化、教育、経済、情報など様々な高機能を備え、九州全体の成長を促進するとともに、災害時における市域を超えた支援など、九州全体の安全・安心に貢献する役割を担うこと



第3次福岡市中小企業振興プラン
(令和7年度～令和10年度)

令和7年6月

編集・発行 福岡市経済観光文化局総務・中小企業部
政策調整課

〒810-8620 福岡市中央区天神1丁目8-1

TEL (092) 733-4326

FAX (092) 733-5593